

平成 29 年 3 月 7 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3 月 7 日 (火)	
■ 議長開会の挨拶	6
■ 町長提案理由の説明	7
■ 議案審議	31
3 月 8 日 (水)・3 月 9 日 (木)・3 月 10 日 (金)	
3 月 11 日 (土)・3 月 12 日 (日)	
休 会	
3 月 13 日 (月)	
■ 一般質問	
11 番議員	47
・ 町長選挙について	
7 番議員	49
・ 観光開発	
9 番議員	52
・ 医療体制の充実強化 (美波病院・日和佐診療所)	
・ 町づくりの将来構想と重点目標の取組について	
12 番議員	66
・ ごみ焼却場	
・ 国保税	

見 出 表	頁
2 番議員	74
・ふるさと納税について	
議会運営委員会	
3 月 14 日（火）	
休 会	
3 月 15 日（水）	
総務産業建設常任委員会	
3 月 16 日（木）	
文教厚生常任委員会	
3 月 17 日（金）	
■ 議案審議	77
■ 町長提案理由の説明	96
■ 議案審議	96
■ 発議	97
■ 閉会中の継続調査申出書について	100
■ 閉会	101

平成 29 年 3 月 7 日開会

美波町議会第 1 回定例会会議録

平成 29 年 3 月 7 日美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
保健福祉課長	島田 修	産業振興課長	小坂 進
建設課長	鶴木 敏夫	水道課長	浜 孝至
支所次長	花木美名子	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	美波病院病院事業調整監	木本 節
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】2件

報告第1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

【協議会廃止議案】1件

議案第2号 徳島県南部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について

【指定管理者の指定議案】7件

議案第3号 美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について

議案第4号 美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第5号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について

議案第6号 美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第7号 木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設の指定管理者の指定について

議案第8号 美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第9号 小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について

【条例議案】11件

議案第10号 美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第1号)

議案第11号 美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第2号)

議案第12号 赤松防災拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について

(条例第3号)

議案第13号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第4号)

議案第14号 美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第5号)

議案第15号 美波町立学校通学バス管理条例の一部を改正する条例の制定について(条例第6号)

議案第16号 美波町医療保健センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について(条例第7号)

議案第17号 美波町医療保健センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(条例第8号)

議案第18号 美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第9号)

議案第19号 美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）

議案第 20 号 美波町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）

【資本金議案】 1 件

議案第 21 号 平成 28 年度美波町病院事業会計資本金の減少について

【補正予算議案】 6 件

議案第 22 号 平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 23 号 平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 24 号 平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 26 号 平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第 4 号）

議案第 27 号 平成 28 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

【当初予算議案】 12 件

議案第 28 号 平成 29 年度美波町一般会計予算

議案第 29 号 平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 29 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 29 年度美波町赤河内財産区特別会計予算

議案第 32 号 平成 29 年度美波町簡易水道事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 29 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第 34 号 平成 29 年度美波町公共下水道事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 29 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 37 号 平成 29 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 38 号 平成 29 年度美波町水道事業会計予算

議案第 39 号 平成 29 年度美波町病院事業会計予算

【追加予定契約議案】 1 件

議案第 40 号 物品購入契約（美波町医療保健センター什器一式）の締結について

【発議議案】 1 件

発議第 4 号 美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 3 月 7 日（火）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年美波町議会第 1 回定例会を開会致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 本定例会は平成 29 年度の一般会計を始め各特別会計の当初予算また、数多くの議案を審議する重要な議会であります。平成 29 年度に関する町政運営の諸施策につきましては、後ほど町長から説明がございましたが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう、格段のご拝領をお願い申し上げます。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。12 月 9 日・15 日・1 月 23 日文教厚生委員会を開催しました。12 月 12 日医療特別委員会を開催しました。1 月 11 日・2 月 9 日全員協議会を開催しました。1 月 19 日防災対策特別委員会を開催しました。2 月 1 日徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長・監査委員が受講しました。2 月 13 日広報特別委員会を開催しました。2 月 20 日海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成 29 年第 1 回定例会が開催され、私、議長が出席しました。2 月 24 日第 68 回徳島県町村議会定期総会が開催され、議長が出席しました。3 月 1 日議会運営委員会を開催し、会期日程・提出議案などについて協議しました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により議長において指名致します。3 番江本議員、4 番北山議員、兩名を指名致します。

日程第 2 会期の決定の件を議題と致します。会期につきましては、去る 3 月 1 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

寺下議員

8 番 議 員 議会運営委員長報告を行います。去る 3 月 1 日議会運営委員会を開催致しました。委員 5 名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 29 年美

波町議会第1回定例会に上程予定の議案、会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日3月7日より3月17日までの11日間とすることに決定致しました。なお、議会運営委員会の日までに提出された「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願」については、議会運営委員会に付託となりました。委員会開催日程について、本日補正予算審議終了後に協議致しますので、委員の皆さんはご協力のほどよろしくお願い致します。また一般質問の通告は、本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長 お諮り致します。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月17日までの11日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から3月17日までの11日間と決定致しました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第3 町長提案理由の説明を議題と致します。

本定例会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、報告2件、協議会廃止議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例議案11件、資本金議案1件、平成28年度補正予算議案(案)6件、平成29年度当初予算議案(案)12件、計40件であります。これを一括して議題と致します。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町議長 おはようございます。啓蟄も過ぎ、春の気配が漂いはじめました本日、平成29年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜り、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、3月1日の議会運営委員会において説明を致しました報告2件、協議会廃止議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例議案11件、資本金議案1件、平成28年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案6件及び平成29年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案12件の合計40件を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の始めとなることから、町政の取組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。昨年は、「イギリスEU離脱国民投票」、「アメリカ大統領選挙」、「韓国大統領の弾劾訴追」など、世界が大きく変革する兆しが現れた年であり、国内では「熊本地震の発生」、「台風統計史上初の東北上陸」、「鳥取県中部地震の発生」、「新潟県糸魚川市の大規模火災」など自然災害に見舞われた年でもありました。そのような中、本町では合併10周年を迎え、町民の皆様とともにお祝いをする事ができましたことはこの上ない喜びに感じています。合併後の10年間で合併時の重要プロジェクト事業でありました「防災関係事業」や「地域医療・地域福祉の強化事業」につきましては、完成あるいはその方向性を示す事が出来ました。また、合併後の新たな課題である南海トラフ巨大地震・津波への備えにつきましても、自主防災会の皆様の積極的な取り組みと、国・県のご支援により着実に進んでいると感じています。昨年8月には、県下他市町村に先がけて、強靱な美波町をつくりあげていくための指針として「美波町国土強靱化地域計画」を策定致しましたし、今春には阿部地区のヘリポートや赤松地区の防災拠点施設も完成致します。引き続き安全安心なまちづくりに向けて、防災・減災の取り組みを強化してまいります。

さて、昨年は地方創生本格実施の年でありました。6月には地方創生徳島県版特区に「歴史・文化の力でまちづくり事業」の2つのプロジェクト（門前町の再生プロジェクト・人形浄瑠璃「赤松座」復活プロジェクト）が指定されたことや、9月には山本幸三地方創生担当大臣がご来町されるなど、美波町創生に弾みがついた1年でもありました。さらに10月には、2021年にアジアで初めて日本で開催される「ワールドマスターズゲームズ」の32競技55種目の内6種目が徳島県で開催されることが組織委員会で決定され、その内の2種目（トライアスロン・アクアスロン）が本町で開催されることになりました。本町では、この「ワールドマスターズゲームズ」を美波町を全世界に発信できるまたとない機会とするとともに、本町への外国人訪問客を増やすことにより地域の活性化を図りたいと考えているところであります。

さて、今夏には「美波町医療保健センター」が完成し、昨年開院した美波病院並びに阿部診療所と合わせて、美波町の医療提供体制が出来上がります。昨年12月に締結した、徳島県と県南4町が連携して新たな医療提供体制を構築する「海部・那賀モデル推進協定」とも相まって、良質な医療の提供は勿論、訪問診療な

ど町民の皆様が安心して生活ができ健康が維持できるような、そして住民の皆様にとってやさしく信頼される医療提供体制を目指してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

また、本年は「大浜海岸のウミガメ及びその産卵地」が、昭和42年8月16日に国の天然記念物に指定されて50年を迎えます。長い歴史を持つウミガメの保護活動や環境問題をテーマに美波町を全国に発信してまいりたいと考えています。

日本全体が人口減少時代に突入し自治体の消滅さえ危惧される今日、合併特例の終了を数年後に控える本町にとりまして、今まさに未来に向かって大切な時期に直面をしております。ご承知のとおり本町の財政構造は国・県補助金や地方交付税などに大きく依存しており、今後の国等の動向によっては厳しい財政運営を強いられかねず、創意と工夫を凝らした財政の健全性確保の取り組みと慎重な行財政運営が必要となってまいります。平成29年度の予算編成においては、持続可能な財政運営を念頭に置きつつ、本年8月に私の任期が満了することから、下半期に事業着手となる新規事業については、当初予算への計上を控えさせて頂いたところであります。本年度も時代の変化や国・県の動向を注視しながら、引き続き、地場産業の振興、人財育成、安全安心のまちづくりをはじめサテライトオフィス等の誘致、移住交流など人口減少対策に取り組み、地域の活性化や持続可能な町の実現に向けた行財政運営を行い、住民の皆様への負託に応えていく所存でありますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは昨年12月議会以降の町政の動きと、各課における事務事業の進捗状況について申し上げます。はじめに、総務企画課関係でございますが、建設を進めております医療保健センターにつきましては、建物本体のコンクリート打設が終わり、内部仕上げ及び内装仕上げに入っております。今後は、外部足場の解体など最終の仕上げを行い、外構工事を完了し、5月末までに引き渡しを受ける予定としております。進捗率は、2月末時点で約67%となっております。日和佐診療所に整備する電子カルテシステム及び主な医療機器については契約を完了しております。また、医療保健センターに設置する机などの什器類については、入札を3月8日に予定しており、今議会の最終日に物品購入契約議案として追加議案として上程させて頂く予定と致しておりますので、よろしくお願い致します。なお、医療保健センターの開所日については、

本年 8 月 1 日を予定致しております。

地方創生事業関係では、美波町の認知度向上のための情報発信を行うため、役場関係課の職員などで構成する「美波ふるさと創造広報チーム」を立ち上げ、取り組みの 1 つとして広報みなみに地方創生だよりを本年 1 月から掲載致しております。内容的には美波町の地方創生の取り組みや、その取り組みが全国的にも注目されていることを住民の方々にも知って頂き、地方創生に多くの方々に関わって頂き、更なる取り組みに繋がればと考えております。他にも、ホームページや SNS などのあり方を検討し、戦略的な情報発信を行うことと致しております。

徳島県版地方創生特区事業については、徳島文理大学との連携事業として取り組んでいる人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクトでは、住民と学生による復活への取り組みと、その舞台となる赤松地区の自然や人々の営みを記録映像として制作致しました。制作は赤松出身の映像監督の赤川修也氏に依頼し、2 月 12 日には徳島文理大学で試写会があり、地元の住民や出身者など約 150 人が鑑賞致しました。また、この映画は 3 月 4 日の徳島国際短編映画祭でも上映され、会場が満員になるほど盛況で、多くの方々に鑑賞頂いたところでもあります。この映画は、文化継承の記録及び地区の紹介や町の PR 用として活用し、美波町の知名度・認知度の向上を図り、交流人口の増加等による地域活性化に繋げることと致しております。

門前町の再生関係では、1 月 21 日に桜町の徳島文理大学サテライトオフィスにおいて、薬王寺前にある古民家の再生プランの発表会が開催されました。発表会では、徳島文理大学人間生活学部建築デザイン学科の 15 人がお遍路さんの交流スペースや足湯の設置など 5 案が発表されました。改修案は、今後の門前町再生に向け活用が出来ればと考えています。また、当日は地元小学生を招いた建築ワークショップも開催され、親子による建築模型づくりの体験と学生との交流も深めて頂きました。この取り組みは、3 年間の継続事業であり、今後も地元の方々のご理解、ご協力を頂きながら、また徳島文理大学との連携を深め、取り組んで参りたいと考えています。

姉妹都市交流については、オーストラリアケアンズ市より昨年 12 月 15 日から本年 1 月 17 日までの間、奨学生としてマリッサ・エリスさん 1 名を受け入れております。町内の 4 戸のお宅でホームステイし、日本の生活文化を体験するとともに日和佐中学校、由岐中学校両校で生徒との交流も深め、姉妹都市友好の絆を深め

て頂きました。

行政と住民の相互理解を深め、住民参加の町政を目指すことを目的に行っております町政懇談会につきましては、2月3日に志和岐町内会で開催致しました。平成28年度は昨年10月から開催し、8町内会で開催致しました。今後も要望がある町内会があれば随時実施することと致しております。また、2月1日には日和佐公民館において町内会連合会との意見交換会をさせて頂いております。今後とも、対話によるまちづくりに努めて参りたいと考えております。

サテライトオフィス誘致関係では、2月1日付けで東京都八王子のインターネット通信を行う機器開発を中心に、サーバ機器・組み込み機器の研究・製品開発を手掛けている「株式会社イーツリーズ・ジャパン」が新たに美波町に滞在型サテライトオフィスとして進出して頂きました。美波町では、過疎化や高齢化による地域課題の解決のためのI・O・Tシステム開発に取り組んで頂けると伺っております。この1社を加えまして美波町への進出企業及び関連企業は16社となっております。また、サテライトオフィスの誘致や課題解決の取り組みなどの拠点として大浜海岸近くにある徳島県の水産研究課美波庁舎本館の3階部分を活用する予定としております。活用方法については、地元の漁業者とサテライトオフィスや大学等との水産業振興などのプロジェクトや地域課題の解決、新たなビジネスの創出などの取り組みを考えております。活用の開始時期は、OAフロア化の工事の完成後の平成29年度の秋頃を予定致しております。

次に、去る2月1日の衆議院予算委員会での牧島かれん議員の質問の中で、働き方改革の地方の取り組みとして美波町のサテライトオフィスの事例を取り上げて頂きました。山本地方創生担当大臣の答弁では、サテライトオフィスは可能性があり、今後一層の後押しをしていきたいとの意向も示して頂きました。国会審議の中で美波町を全国に発信して頂き、有り難く存じているところでもあります。美波町としても、サテライトオフィスの更なる誘致と進化に向け取り組んで参りたいと考えております。

阿佐海岸鉄道についてでございますが、徳島県及び高知県、海陽町を始め両県の14市町村が出資運営する阿佐海岸鉄道の新たな取り組みとして、鉄道と道路双方を走れる車両DMVの導入に向けた取組を平成29年度から本格的に事業着手し、平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックまでの開業を目指す方針が示されました。これは、現在の海部駅から甲浦駅まで

の区間を海南駅まで伸ばし、その区間をDMV3台で運行するもので、県南地域の観光振興として経済波及効果も期待されているところであり、美波町としては0.84%の低い出資割合ではありますが、構成町の一員としてその役割を担っていきたいと考えているところでもあります。なお、平成29年度においては次期経営計画に基づく基金積立も予定されており、出資割合に基づく負担金も予算計上させて頂いております。

美波町と包括的連携協定を結んでいる四国大学のCOC事業である第5回四国大学地域活性化フォーラムが3月5日に美波町コミュニティホールで開催されました。フォーラムは地元雇用の創出をテーマに開催され、第1部と第2部は講演であり、小泉徳島県南部総合県民局長及び株式会社あわえの吉田社長、地域おこし協力隊員である園木さんから、第3部は松重四国大学長も参加したパネルディスカッションが行われ、私も講演とパネルディスカッションに参加させて頂きました。それぞれの立場からの情報交換と地域社会で求められる人材や大学のあり方などについて認識し、有意義なフォーラムでありました。

阿南市を中心市とした定住自立圏共生ビジョンの取組事業では、2月26日に婚活事業である「むこう三軒両隣“自然に出逢える”バスツアー」が実施されました。男女各17名で美波町の若者も参加し、カレッタや鷲敷野外活動センターなどを巡り、最後は阿南市内のホテルで軽食も含めた婚活パーティーが行われました。その結果、3組のカップルが誕生したと聞いております。

次に、住民生活課関係では、平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の申請状況等でございますが、申請受付を昨年9月30日から、当初の予定期間を1か月間延長し、本年1月末まで申請受付を行った結果、支給率について臨時福祉給付金が95.2%、障害・遺族年金受給者向け給付金が99.2%となりました。また、経済対策分として一人当たり15,000円の臨時福祉給付金を、原則として平成28年度臨時福祉給付金の対象者に対し、追加で支給されることとされ、本年3月1日から5月31日までの予定で申請受付を開始しております。なお、この給付金については、予算を繰越して支給することとしています。

次に、保健福祉課関係の障がい者福祉関係では、2月25日に美波町社会参加促進交流事業として「とみた生活支援アワー」を共催致しましたところ、181名が参加され、心と体の健康講座をはじめ、人生を楽しむことをテーマとしたトーク&コンサートや、障がい者授産施設及び作業所における日頃の製造品等のバザーが行

われ、来場された方々と楽しく交流され、充実した一日を過ごされました。本町の障がい者計画におきましては、社会参加交流を重要事業と位置付けており、今後につきましても障がい者福祉の向上に努めて参ります。

国民健康保険特定健診及び保健指導の実施状況につきましては、受診期限である1月末現在で、健診対象者の1,519名に対し受診者は527名であり、受診率は34.7%となっております。今後におきましても、住民皆様の健康づくりに寄与することを目的に、更なる受診率の向上に努めて参りたいと考えております。また、特定保健指導につきましては68名の対象者のうち66名に対して訪問を実施し、生活習慣改善のための保健指導を行っており、これからも保健指導率が90%以上を保たれるよう取り組んで参ります。

次に、国民健康保険事業では、2月9日に平成28年度美波町国民健康保険運営協議会を開催し、美波町国民健康保険の現状並びに平成28年度国民健康保険事業特別会計予算の執行状況、また平成29年度国民健康保険事業特別会計予算(案)についてご審議頂き、ご承認頂いたところであります。

次に、介護保険事業では、軽度認定者にかかる訪問サービス・通所サービスにつきましては、平成28年4月に地域支援事業における総合事業へ移行しておりますが、29年4月からは軽度認定者にかかる訪問及び通所サービス提供事業所の分離を予定しております。これにより、社会福祉協議会は要介護認定を受けられた方のサービス提供を行わず、介護予防の拠点として軽度認定者及び一般高齢者に対してのみサービス提供を行うこととし、介護サービス提供事業所については要介護認定を受けられた方に対しサービスを提供、原則として軽度認定者及び一般高齢者に対するサービス提供は行わないものであります。ただ、この事業分離につきましては一方的に実施するものではなく、美波町として住民皆様の総意である介護保険料を引き上げないことを目的として、町が独自に取り組むものであることを、利用者の皆様に対し個々に説明した上で、利用者の事情にも配慮し、利用事業所の変更を行うものであります。今後は、介護保険事業の適正運営は基より、生活支援サービスの拡充をはじめ、介護予防事業の強化を図って参りたいと考えております。

次に、産業振興課関係の農業関係では、耕作放棄地の増加防止や新たな農業経営資源として、JAかいふと連携して模索しておりますドクダミ栽培について、提供用ドクダミ苗の育苗を試み

ている木岐中畑のほ場において 2 月中旬に部分的に掘り起こして生育を確認したところ、それらのすべての根茎から発芽がみられ順調に生育しておりましたので、今春から栽培希望者を募る予定であります。

本年度から、J Aかいふ、南部総合県民局と共同研究している米ゲルについて、12 月 7 日・8 日、開発者で特許を持つ茨城県つくば市農研機構食品総合研究所を J Aかいふ、南部総合県民局担当者と本町の担当職員が訪問し、杉山純一ユニット長と米ゲル利用の可能性や特許利用について協議を行い、早くから商品化し、販売を行っている千葉県睦沢町（有）澤田農産の視察も行いました。これまでは、ホシザキ四国（株）の協力により米ゲルを試験製造していましたが、利用希望店舗にサンプルとして配布し、試作品づくり等に取り組んでもらうため、これまで以上の米ゲルの製造が必要となることから、2 月末に、業務用ミキサー及び真空包装機を購入して J Aかいふに貸与し、今後は J Aかいふにより米ゲルの製造を行い、配布をしていくこととしております。なお、米ゲルの材料となる高アミロース米「モミロマン」についても、平成 29 年度は美波町奥河内に 20a の展示圃において試験栽培をしてみらう手はずとなっております。

海部郡 3 町、南部総合県民局、J Aかいふで組織している海部次世代園芸産地創生推進協議会において、明治大学農学部他、関係機関の協力を頂き推進しております「キュウリタウン構想」の中で、J Aかいふが主体となって実施予定の次期プロジェクトが、昨年 12 月に一般社団法人農林水産業みらい基金 農林水産業みらいプロジェクト 2016 年度の助成対象事業として決定されました。2017 年から 3 年間の事業の中で、情報発信や交流のための次世代園芸ハウス及び次世代園芸技術研修施設が 12 月議会でも報告致しましたように、平成 29 年度美波町で建設される予定で計画が進められております。各施設の具体的な内容や各町の負担額については、先行している海陽町の実験ハウス等の事例を基本に、今後の海部次世代園芸産地創生推進協議会において決定されることとなります。その時点で、補正予算に計上させて頂くこととなりますので、よろしくお願い致します。なお、1 月 18 日・19 日の両日に、全国きゅうり養液栽培サミットのプレ大会としてきゅうり養液栽培フォーラムを海陽町で開催しておりますが、全国きゅうり養液栽培サミットにつきましても、11 月下旬開催予定で準備を進めているところであります。

今年度も狩猟免許取得支援助成金を活用し、新たに 4 名の方が

免許取得致しました。また、近年銃免許所持者が減少する中、ワナ猟のみの免許所持者が新たに2名、銃猟免許を取得致しました。高齢化による、狩猟者の減少に歯止めをかけるべく引き続き広報等で広く新規免許取得を呼びかけて参ります。鳥獣進入防止柵設置事業ですが、現時点での実績件数は10件で、事業費2,239,311円、補助額1,115千円となっております。進入防止柵の詳細と致しましては、電気柵1,125m、金網柵660m、複合柵60m、電気柵本器が1基でございます。

林業関係では、「かいふの木の家」で取り組んでいる避難用の「軽トラハウス」については、最優秀賞になった美波町の湯浅寛さんの作品をイベント等において展示したところ、大変評判がよく「売って欲しい」との声も多数聞かれたとのこととあります。現在、優秀賞となった作品を3月末までに製作することとしており、今後は軽トラハウス販売に向けての協議を重ねていくこととしております。

次に、行政、素材生産事業者、製材事業者等が連携し、町内で生産された原木が製材・備蓄され流通する仕組みを整備する「美波町産材循環利用システム」については、第1回協議会を昨年12月14日に、第2回協議会を本年1月25日に開催し、事業のスケジュールや役割分担、流通備蓄システム、建築資材の備蓄と物資の供給協定、仮設住宅モデルの検討等の協議を行いました。同日の新聞記事を見た県の農業関係部署から玉厨子農村公園については、県から町へ譲渡された際の契約において、20年間は指定用途に供しなければならないことになっている旨の指摘を受けました。このため、2月22日開催の第3回協議会では、玉厨子農村公園の未利用部分について、引き続き候補地として位置づけて構想をまとめることとして、木材流通備蓄基本構想のたたき台が示されたところとありますが、用途指定変更の必要性や今後の進め方について、別途協議を行っていく予定としております。

水産関係では、新たな漁業の創出をめざす「美波の海の恵み研究会」では、海藻養殖を始めて6年目となる今期、水産研究課からご提供頂いた極早生ワカメの養殖試験を本格的に行っています。極早生ワカメにつきましては、去る11月12日に苗の挟み込み等を行いました。鳴門ワカメとの市場での差別化を図るため、鳴門ワカメが市場に出回る前の年末年始に早摘みしたワカメの生売りを行い、さらに、早摘み後生長したワカメを3月に収穫して乾燥させ販売するという二段階での利用を目的とし、栽培を試みたものであります。できた製品については、3月以降、天然素干

しヒジキと共にビジネスパートナーに関する協定を締結した岡山県の健康食品会社に出荷・納品する予定です。なお、昨年正月三日、早摘みした生ワカメの試験販売を道の駅日和佐で行った際に仮に名づけた「明けの春姫」という商品名を、東由岐漁業協同組合を通じ商標登録を申請しておりましたが、去る2月10日商標登録証が届きました。今後の取り組みに弾みがつくものと期待しております。この「明けの春姫」は、「明けの春」が正月を、「春姫」がワカメを意味しており、これらを掛け合わせた名となっております。また、2月7日に、まったりカフェみなみにて、この「明けの春姫」を試供し地元の方々へのPRを実施し、2月18日には、美波の海の恵み研究会のワカメ養殖資材等の置き場の整備と漁港の景観の整備を目的に、東由岐・西由岐・志和岐3漁協の漁業者のご協力のもと、東由岐漁港施設用地の一部の清掃を行いました。平成27年度より進めてきました浜の活力再生プラン策定推進事業は、今年度で町内7漁協全て単独浜プランの策定が完了する予定です。今後は、海部郡全体で進めている広域浜プランの策定に向け協議を進め、5年後の漁業収入向上を目標とし、各種補助事業等の活用を進めて参ります。日和佐町漁協で実施しておりますダイビング事業については、本事業に多くの漁業者が参入できるよう、農山漁村持続活性化対策費補助金を活用して共同利用可能な船を確保・整備し運用を初めており、ダイビング事業での使用のみならず、種苗放流事業・飼付け事業等、漁協が主体となる事業で有効に利用しております。

商工・観光関係では、年末恒例の由岐産直市「鰯の市」が昨年12月30日、由岐支所前グラウンドで開催され、大勢の買い物客で賑わいました。今回は、鰯を販売する横で、ブリ大根のふるまいと伊勢エビの天ぷらそばの販売が行われ、好評を博していました。

平成29年元旦、迎春イベントとして、「ひわさ冬まつり」が開催されました。初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「ぜんざい」の接待、日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」が行われ、穏やかな天候に恵まれたこともあり、例年より多くの観光客や地元の皆様が楽しまれたことと思います。

1月29日には、第8回目となる千羽海崖トレイルランニングレース2017が県内外から752人の参加を得て開催されました。竜宮公園をスタートし、四国の道を主要コースに牟岐町灘で折り返し大浜海岸にゴールするロングクラスは、昨年より約1km長い40kmとなり498人が出場し366人が完走、ほたる村をスタートする

ショートクラス 13 kmには、199 人が出場し 176 人が完走しました。また今回は牟岐町のモラスコ牟岐をスタートする全 20 kmのミドルクラスとショートクラスと同じコース設定の親子クラスが新設され、ミドルクラスは 43 人が出場し 33 人が完走、親子クラスは 6 組 12 人が出場し 5 組 10 人が完走しました。エントリー総数は、日程の関係もあってか昨年より少し少ない 889 人でしたが、約 6 割の人がリピーターとのことでもあります。

観光協会、宿泊小委員会、県民局、町が一体となってインバウンド対策を推進すると共に、2021 年ワールドマスターズゲームズに向けての先行的な取り組みとして、3 月 1 日に先進地の祖谷温泉やその周辺の施設等の視察と勉強会を行っております。2 月 11 日には、四国の右下・魅力倍増推進会議の誘客部会が企画した、『かめたろうと行く「四国の右下」 de チャージ満喫ツアー』が実施され、徳島市などから訪れた 18 人が、うみがめマリンクルーズやアオリイカの一夜干しづくりなどを体験しました。また、薬王寺の初会式にあわせ、発心の会主催の「手づくり物の市」が桜町通りで行われました。通りの空き地や軒の下に 18 店舗が出店し、約 1,300 人が訪れ賑わいました。手づくり物の市は 4 月のさくらまつりにも開催する予定で、発心の会はこのイベントを継続的に開催し、門前町の賑わい創出に繋げる計画であります。

海部郡内 3 町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会では、1 月 28 日に総合研修会が行なわれ、功労表彰と西沢事務局長による講習会が行われました。また、3 月 4 日には、第 21 回全国ほんもの体験ネットワーク総会が海陽町・まぜのおか他で開催され、全国各地から関係者が参加し、交流を深めました。

小規模事業起業支援事業については 12 月補正で 2 件 2,000 千円を追加計上しておりましたが、この 2 件分についても飲食店の新規開業（起業）とガソリンスタンドについての継業の申請があり承認されましたので、平成 28 年度では合計 5 件の利用となりました。

美波町内発型産業振興及び地域活性化事業等提案募集については、昨年 12 月 15 日まで提案を募集した結果、10 件の応募がありました。応募作品の審査は美波町産業施策検討懇話会で書類審査等を行う事としておりましたので、昨年 12 月 27 日に第 2 回産業施策検討懇話会を開催し、応募状況と提案事業の概要を説明させて頂き、審査基準等について意見交換を行いました。そして、本年 1 月 16 日に第 3 回目の懇話会を開催し、第一次審査として書類審査による採点を行い、6 点を二次審査の対象事業と致しました。

その後、2月27日に提案者本人によるプレゼンテーションを行って頂き、二次審査を行った結果、優秀作品として4事業を選定し、表彰を行うことと致しております。今後は、選定された4事業について、実行の可能性や支援方法等について協議を行う事としております。

道の駅日和佐についてですが、以前から問題となっておりましたトイレの悪臭問題ですが、国土交通省で臭突の機能を改善させるなどの対策を取って頂いておりますが、問題の解決には至っておりません。今後も国土交通省と問題解決に向けて協議を進めていきたいと思っております。また、道の駅の機能向上を目的とするチャレンジショップについて、歩道橋下に倉庫やまけまけマルシェ等の備品収納スペース、物産館横の下調理等の作業スペースを、現在工事中であります。今後も重点道の駅候補に位置づけられた道の駅として機能強化や充実を行い、魅力ある道の駅にしていきたいと思っております。

株式会社道の駅日和佐については、経営改善の取り組みをしているものの、4年連続の経常赤字となりました。今後については、スタッフミーティングや出店者会議、月次経営の報告の実施、取締役会の断続的開催など、行政と株式会社のあり方や役割分担の再確認を含め、道の駅に関係する者が一体となって当面の経営改善に取り組むと共に、安定的な経営実現に向けた体制づくりを進めて参ります。

次に、建設課関係の地籍調査事業では、27年度繰越分の東由岐字本村・大池地区の一筆地調査及び一筆地測量と、28年度分の奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地測量及び東由岐字本村・大池地区の一筆地調査及び一筆地測量については、3月中に業務完了予定であります。また、28年度12月補正分の恵比須浜及び恵比須浜字田井地区の地籍調査業務（その2）については、3月中旬に発注予定ですが、29年度へ繰越予定でございます。

伊座利漁港の物揚場舗装修繕工事は、2月下旬に完成しております。JR日和佐駅前の日和佐停車場線道路修繕工事は、3月中旬に完成予定であります。道の駅西側山林における高台整備事業につきましては、進入道路実施測量設計委託業務及び植物調査委託業務を3月中旬に発注の予定ですが、交差点協議等に不測の日数を要したため、29年度へ繰越予定でございます。橋梁長寿命化修繕計画による日和佐こども園前の内ヶ磯橋補修工事及び塗装工事については、2月上旬に完成、赤松字総屋敷の赤石橋補修工事は、1月下旬に発注しております。県単急傾斜地崩壊対策

事業では、北河内字北分・竹内宅裏の擁壁・防護柵設置工事は、1月下旬に完成しております。

公共土木施設災害復旧事業では、河川災害として奥河内字寺前の寺込川、赤松字新発谷の久原谷川、山河内字横川の横川谷川、北河内字大戸のへゴ谷川、山河内字白沢の白沢谷川の5件及び道路災害として西の地字山神の西の地9号線の1件については、昨年12月下旬から1月下旬に発注しておりますが、工事用用地の確保等地元調整に不測の日数を要したため、29年度へ繰越予定でございます。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井・田中宅付近からトンネル手前までの調査ボーリングが1月下旬に完了しており、29年度末までに田井側トンネル入り口までの調査及び設計を進める予定と聞いております。日和佐小野線・田井川樋門の道路拡幅については、橋梁上部工拡幅工事を3月上旬に発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘手前の改良済区間の一部舗装工事及び盛土工区の舗装工事は、2月下旬に完成したと聞いております。由岐大西線の由岐中学校沿い魚呑川兼用護岸の復旧工事については、3月中旬に発注予定と聞いております。赤松由岐線の久望での道路災害復旧工事は、2月中旬に発注したと聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、2月下旬に工事着手したと聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所及び恵比須洞付近の法面修繕工事については、昨年12月中旬に発注したと聞いております。

河川、砂防関係では、河川の堆積土砂については、西河内字原ヶ野の日和佐川上流部において掘削工事が完了し、引き続き下流部において発注予定と聞いております。山王谷の通常砂防事業については、東側堰堤の土砂堆積時の管理用道路整備工事は3月下旬に完成予定で、引き続き継続工事を発注予定と聞いております。

港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、水産研究課前の第2工区の南側区間及びうみがめ監視小屋前の第3工区の一部は、5月中旬に完成予定で、合わせてうみがめ博物館前陸閘の修正設計作業を行う予定と聞いております。県単独漁港改良事業の木岐陸閘設置工事は、胸壁部分が完成し、陸閘部分の取付工事を2月下旬に発注したと聞いております。由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修に係る一部ブロック製作と港内浚渫のための漂砂シミュレーションは、3月

末に完了予定と聞いております。

次に、地域高規格道路の阿南安芸自動車道関係でございますが、まず、平成 23 年度に事業化された桑野道路については、現在、用地の仮幅杭設置の了解が得られた地区については、現地説明会を実施し、現地説明が完了した地区から順次境界立会及び用地説明会を開催し、用地買収を推進しているところと聞いております。また、平成 24 年度に事業化された福井道路については、平成 28 年度末までに全域で地元設計協議を行い、今後、現地説明会が完了した地区から境界立会及び用地説明会等に入り、桑野道路に引き続いて用地買収を推進する予定と聞いております。また、海部道路については、平成 27 年 4 月に牟岐町から高知県東洋町野根までの区間について「計画段階評価」の手続きが完了し、現在「都市計画等を推進するための調査」を行っているところと聞いております。美波・牟岐間については、引き続き整備方針の検討及び必要性や整備効果の整理等を進めているところと聞いております。昨年 11 月には、「四国はひとつ“阿波の道”女性フォーラム実行委員会」による「未知フォーラム 2016in 海陽」が海南文化館で開催され、阿南安芸自動車道の早期整備に向けて地域住民の機運も高まっており、町と致しましても引き続き要望活動に取り組んで参りたいと考えております。

次に、消防防災課関係でございますが、恒例の美波町消防団出初め式を 1 月 5 日に来賓多数のご臨席を賜り、挙行致しました。日和佐町民グラウンドに町内 16 分団が参集し、地域防災の要としての心構えを新たにしました。また、閉式後には日和佐川において一斉放水を実施し、火災出動に備えた活動の一端を住民の方々に見学して頂きました。3 月 3 日午前 2 時 16 分頃、木岐白浜の三谷展子宅納屋から出火し、由岐第 1 分団から第 6 分団及び海部消防組合が出動し、消火にあたり、一部山林にも飛び火したものの、消防団員の懸命な消火作業により延焼することなく午前 6 時 35 分、鎮火しました。

次に、防災関係でございますが、事前復興まちづくり計画策定に向けた検討会を実施し、町内各地区におきまして懇談会を開催させて頂き、平成 26 年に実施した事前復興まちづくり住民意向調査の結果報告及び地区別課題に関する意見交換、事前復興まちづくり構想の検討などを行い、今年度中には事前復興まちづくり計画の素案を策定する予定です。また、1 月 24 日には吉本芸人の宮川大助花子ファミリーをお迎えして、由岐公民館 2 階大会議室におきまして「防災お笑いシンポジウム」を開催し、町内外から約

200人のご参加を頂き、大盛況の講演会となりました。2月11日には、阿部地区でマイナンバーカードとテレビを活用した避難訓練を実施致しました。この訓練は、避難システム構築に向けた実証実験で当日は、阿部地区住民の他、総務省や徳島県など約200名の参加を頂き、実際に避難を呼びかける放送を行い、高台まで避難をして頂き、安否確認の訓練を実施しました。2月23日に、川尻議長と私と職員2名の4名が熊本県益城町を訪問し、昨年4月に発生した熊本地震への災害義援金として住民の皆さま方からご支援頂きました義援金と町費をあわせて100万円を熊本地震災害義援金として、西村益城町長様と稲田議長様にお届けをさせて頂きました。益城町は、本震発生から約1週間後に被災地支援に本町から職員を派遣した町でもあり、一日も早い復旧・復興をお祈り致しますと共に、被災者の皆様方の生活再建などにお役立て頂ければと思っております。3月3日には、美波町コミュニティホールにおきまして、3月11日で東日本大震災からまる6年となることから、元釜石市立釜石小学校校長渡邊真龍先生をお迎えして、「釜石の軌跡、大津波から生き切った子供たち～防災文化をどう創る～」と題して講演会を開催致しました。また同日、午前10時30分から由岐中学校の1・2年生を対象にご講演をして頂き、生徒たちに熱心なお話をして頂きました。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、町内小中学校のガラス飛散防止フィルム工事は、昨年12月19日に入札を行い、本田建設有限会社が7,149千円、請負率96.9%で落札し、今年度予定していた各学校教室から屋外への避難経路にあるガラスへの工事について、本年2月末で完了しております。

社会教育関係では、1月3日に平成28年度美波町成人式をコミュニティホールにおいて開催致しました。本年の新成人該当者は、男子30名、女子34名の合計64名で、そのうち男子26名、女子25名の計51名が出席し、新成人として新たな旅立ちを誓いました。

イベント関係では、1月2日に新春恒例の第56回由岐駅伝競走大会が、由岐青年会主催により開催されました。8チームが参加し、由岐支所前を発着点とした12.3kmのコースで健脚を競い、西の地Aチームが7連覇を達成しました。1月22日には美波町スポーツ少年団駅伝大会が開催され、海部郡内のスポーツ少年団11チームが参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部では、牟岐町のFC.YUIMAR-Aチームが、女子の部では、由岐JVCチームが優勝しました。1月15日には由岐

地区で平成 29 年趣味の発表会が開催され、日頃の練習の成果を発揮し、観覧者から盛大な拍手を頂きました。

次に、水道課関係では、昨年 12 月に着工した由岐配水池更新工事は、現在、敷地の造成工事が 70% 程度進捗致しております。また、同時進行しております本体工事につきましては、工場においてステンレス鋼板製の躯体を製作中でありまして、本年中の完成を目指しているところでございます。

以上、町政の取り組みに対する一端と諸般の報告と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。まず、報告第 1 号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」でありまして、町が出資している法人で、資本金、基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられております。株式会社道の駅日和佐につきましては、町が資本金の 55.25%、現株式総数 400 株で 20,000 千円、うち町の出資額は 221 株 11,050 千円を出資しておりますので、地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づき、その経営状況を報告するものであります。

報告第 2 号「議会の委任による専決処分の報告について」は、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 4 条の規定による契約を変更する場合の特例に該当する変更契約について、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。阿部のへりポートの工事において、へりポートと自主防災倉庫との一体化を図るため敷地を広げたことなどにより増額となったことに伴い、変更契約の締結について 2 月 17 日に専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

議案第 2 号「徳島県南部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について」は、昭和 46 年 8 月に設置された徳島県南部地区広域市町村圏振興協議会を廃止するものです。本協議会は、阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町の 1 市 4 町で構成され、現在まで広域による南部地区の振興に取り組んで来たところですが、平成 28 年 3 月 25 日に本協議会と同一の構成市町で定住自立圏の形成に関する協定が締結されたことから、平成 29 年度から定住自立圏構想の中で広域行政を推進することとなったため、本協議会を廃止するものです。廃止するにあたり、地方自治法第 252

条の 6 及び第 252 条の 2 の 2 の規定により議決を求めるものでございます。

議案第 3 号から議案第 9 号までの各施設は、それぞれ指定管理により施設の管理を行ってまいりましたが、平成 29 年 3 月 31 日をもって指定の期間が終了致しますので、引き続き同一団体にそれぞれ指定管理を行って頂くものであります。指定管理する期間は、平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりあらかじめ議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第 3 号「美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について」は、美波町魚介類蓄養施設を志和岐漁業協同組合に、議案第 4 号「美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」は、美波町水産物処理加工施設を恵比須浜生産部会に、議案第 5 号「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」は、美波町地域資源活用総合交流促進施設を伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 6 号「美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について」は、美波町青少年旅行村キャンプ場を伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 7 号「木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設を木岐まちづくり協議会に、議案第 8 号「美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について」は、美波町交流拠点施設を伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 9 号「小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について」は、小イザリ地域振興センターを伊座利の未来を考える推進協議会に、それぞれ引き続いて指定管理を行って頂くものであります。議案第 10 号「美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 1 号）」は、美波町医療保健センターが 8 月に開設されることに伴う組織機構の再編に係る条例改正であります。医療保健センターで行う福祉関係の業務について、新たに「健康増進課」を設け、健康増進及び保健予防に関する業務及び地域包括支援センターに係る業務を行うことと致します。これに伴い、「保健福祉課」を「福祉課」に改称する共に、税務課に国民健康保険関係事務を統合することとし、それぞれの課の事務分掌の変更を行うものでございます。なお、施行期日は本年 4 月 1 日からとしておりますが、医療保健センターが完成するまでの期間は本庁舎内で業務を行うこととし、開所に合わせて医療保健センターで業務を行うことと致しております。

議案第 11 号「美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の

制定について(条例第2号)」は、個人情報保護法等の改正に伴い、個人情報の定義の明確化として、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等を個人識別符号として定義し、新たな個人情報とされたことに伴う所要の改正と本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により被害を被った事実が含まれる個人情報である要配慮個人情報の取得の制限に関する規定等の改正を行うものであります。

議案第12号「赤松防災拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について(条例第3号)」は、赤松小学校跡地に、災害時の防災活動の拠点及び避難施設として活用するとともに、平常時は防災意識の醸成や地域住民等の交流に資することを目的として建設している防災拠点施設の完成に伴う施設の設置及び管理運営に関する条例の制定をするものであります。施行期日は、完成予定の本年5月1日と致しております。

議案第13号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第4号)」は、平成28年人事院勧告に基づく扶養手当の見直し及び育児介護休業法の改正に伴う介護休暇、育児休業等の関係条例の改正であります。扶養手当の見直しについては、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐむる状況の変化等を踏まえた制度改正でありまして、今年4月から扶養手当の額について配偶者手当を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る扶養手当額を引き上げするもので、平成32年度までに段階的に実施するものです。無給の介護休暇については、分割して取得できる回数を3回まで、介護により勤務しないことを時間により承認できる無給の介護時間が新設され、1日最大2時間取得することができることとされました。また、特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子を新たに対象とするなどの育児休業等の範囲の拡大が行われております。

議案第14号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第5号)」は、消費税率引き上げ延期に伴う税制関連法等の公布、施行により、町民税の法人税割の税率引き下げの延長や、軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等、美波町税条例関係規定について所要の改正を行うものであります。

議案第15号「美波町立学校通学バス管理条例の一部を改正する条例の制定について(条例第6号)」は、現状の通学バス運行区域が、条例による運行区域と差異があり、また、今後も児童生徒の状況等により、運行区域の変更も考えられるため、運行する区域について、美波町立通学バス管理規則で定めることとするもので

あります。

議案第 16 号「美波町医療保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について（条例第 7 号）」は、保健・医療・福祉の連携を強化し、町民の健康保持と安心できる暮らしの確保及びふれあいと交流による生きがいつくりの拠点として建設している美波町医療保健センターの完成に伴う施設の設置及び管理運営に関する条例の制定をするものであります。施行期日は、完成予定の本年 8 月 1 日と致しております。施設については、大きくは日和佐診療所部門と保健センター部門に分かれ、3 階部分については阿南市の玉真病院に透析施設として賃貸借を予定しております。2 階部分については、日和佐診療所及び新たな課として設ける健康増進課を配置し、地域包括支援センター及び社会福祉協議会についても利用することとなります。1 階のピロティ部分は交流スペースとして活用を予定しており、2 階の多目的ホールと共に指定管理による管理を予定しております。

議案第 17 号「美波町医療保健センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 8 号）」は、美波町医療保健センターの整備に伴い、施設内に配置される日和佐診療所及び地域包括支援センターの所在地を医療保健センターの所在地に変更する必要があるため、それぞれの設置及び管理に関する条例について所在地を変更する条例改正であります。

議案第 18 号「美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」は、介護保険法施行規則等の一部改正が行われたことにより、従前より都道府県が許認可を行っておりました通所介護いわゆるデイサービスのうち、利用定員数が 18 名以下の事業所については、市町村が許認可を行う地域密着型サービス事業所へ移行されたことに伴う条例改正であります。

議案第 19 号「美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）」は、本条例の必要箇所厚生労働省令を引用しておりましたが、美波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準について条例が制定されたことにより、今回の法改正に併せて美波町条例を引用すべく条例改正を行うものであります。

議案第 20 号「美波町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要

な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）」は、条例に引用しております介護保険法施行規則等厚生労働省令が一部改正されたことに伴う条例改正であります。

議案第 21 号「平成 28 年度美波町病院事業会計資本金の減少について」は、美波町病院事業会計の平成 28 年度期首資本金 1,609,520,804 円のうち 704,074,679 円を減少し、利益剰余金に振りけるため、地方公営企業法第 32 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第 22 号から議案第 27 号までの 6 議案は、平成 28 年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算でございます。まず、議案第 22 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 148,689 千円を追加し、歳入歳出の総額を 7,725,937 千円と致しております。なお、年度末であることから、諸般の事情により繰越しとなる見込みの 9 事業について、繰越し明許費として計上致しております。補正額の主なものは、共通なものとして人件費は年度末で調整を行うと共に、事務事業費が確定したものについては減額補正を行っております。

総務費の総務管理費では、企画費に工事請負費で赤松防災拠点施設等への光ネットワーク整備工事費として 1,050 千円を追加し、地方創生拠点施設整備交付金事業費は新たな事業で、事業費は総額で 111,089 千円と致しております。今までは地方創生関係の交付金はソフト事業を中心とされていましたが、今回は地域拠点づくりなどの施設整備を重点的に行うもので、平成 28 年度国の補正予算として新たに交付決定されたものであります。事業は 3 事業ありまして、1 つは伊座利の生活改善センターを新たに多世代交流・多機能ワンストップ拠点施設として建設する事業で、2 つ目は道の駅日和佐機能向上事業で休憩施設等の整備に係る工事請負費等で、3 つ目は木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設増築事業で、現在単管等の仮設材で仮に設置運用しているバーベキュー対応空間及び雨天対応施設の改良と本設に係る工事費等でございます。

民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金でデイサービスセンター竜宮の運営のための社会福祉協議会への補助金として 7,825 千円を追加し、老人福祉費では、工事請負費でデイサービスセンター竜宮の漏水修繕工事費として 1,000 千円、操出金で介護保険特別会計操出金 3,473 千円をそれぞれ追

加し、障害者福祉費では、償還金利子及び割引料で平成 27 年度障害者自立支援給付費等国庫負担金実績確定による償還金で 2,037 千円を追加致しております。

衛生費の保健衛生費では、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金で病院会計への特別交付税及び退職手当に係る負担金として 47,977 千円、繰出金で診療所特別会計へ退職手当などの繰出金として 23,549 千円をそれぞれ追加致しております。

農林水産業費の農業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金で機構集積協力金の単価の引き上げに伴い 4,833 千円を追加し、地方創生事業費（水産振興関係）では、備品購入費で小型の高鮮度維持凍結機の購入費として 2,700 千円を追加致しております。

土木費の道路橋梁費では、道路維持費の工事請負費を 5,800 千円減額し、補償補填及び賠償金で日和佐浦西線の排水路改修工事に伴う水道管移設補償金として 5,800 千円を追加致しております。

消防費の消防費では、命をつなぐ減災推進事業費は新たな事業で、美波町とサテライトオフィスの S k e e d と徳島大学などとの連携により津波を想定した避難支援システムの実証実験を行うもので、それぞれの実施団体に分担された事業に対して総務省の I o T サービス創出支援事業委託金が支払われるもので、美波町の事業費は総額で 3,028 千円としていますが、委託金の交付額の確定に伴い事業費の縮小も考えられます。主な事業費では中継器の製作委託料として 1,800 千円、中継器設置備品購入費で 400 千円、委員謝金で 400 千円としております。

議案第 23 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 37,648 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,277,365 千円と致しております。補正額の主なものは、歳入では特別調整交付金の追加であり、歳出では一般被保険者診療報酬負担金で 6,000 千円、一般被保険者高額療養費で 7,000 千円、直診施設繰出金では美波病院への特別調整交付金で 42,617 千円それぞれ追加致しております。

議案第 24 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、補正額はなく、繰越明許費の補正であります。

県道日和佐小野線改良工事に係る水道管移設工事及び由岐配水池更新工事を繰越明許費とするための補正であります。

議案第 25 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2,566 千円

を追加し、歳入歳出の総額を 1,326,043 千円と致しております。補正額の主なものは、歳入では低所得者保険料軽減繰入金の追加であり、歳出では低所得者保険料軽減に伴う高額介護サービス費負担金 2,566 千円の追加であります。

議案第 26 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第 4 号）」は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 8,163 千円を減額し、歳入歳出の総額を 232,738 千円と致しております。補正額の主なものは、人件費の調整による減額及び医薬材料費の追加であります。

議案第 27 号「平成 28 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）」は、収益的収入に 47,838 千円を追加し、収益的収入の総額を 943,725 千円とし、収益的支出に 29,927 千円を追加し、収益的支出の総額を 903,420 千円とし、資本的収入から 7,848 千円を減額し、資本的収入の総額を 40,003 千円と致しております。補正額の主なものは、収益的収入の負担金交付金で、特別交付税及び調整交付金等の他会計負担金 50,594 千円の追加、収益的支出では賞与引当金繰入額など給与費で 33,927 千円を追加致しております。

なお、議案第 22 号から議案第 27 号までの 6 議案の補正予算関係議案につきましては、円滑な事務事業執行のため、本日ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 28 号から議案第 39 号までの 12 件の議案は、平成 29 年度の一般会計、特別会計、企業会計の当初予算でございます。まず、議案第 28 号「平成 29 年度美波町一般会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,000,000 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 1,030,000 千円、比率で 14.7%の減額となっております。減少要因の主なものと致しましては、医療保健センター建設事業に係る医療体制整備事業費の減少であります。

議案第 29 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,288,211 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、54,840 千円、4.4%の増額となっております。主に、共同事業拠出金の増額によるものであります。

議案第 30 号「平成 29 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 19,800 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、2,400 千円、13.8%の増額となっております。育英奨学金貸付金の増加によるものであります。

議案第 31 号「平成 29 年度美波町赤河内財産区特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 9,243 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、164 千円、1.7%の減額となっております。前年度とほぼ同額であります。

議案第 32 号「平成 29 年度美波町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 92,829 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、278,649 千円、75.0%の減額となっております。主に、由岐配水池更新工事費の減額によるものでございます。

議案第 33 号「平成 29 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 22,238 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、328 千円、1.5%の減額となっております。前年度とほぼ同額であります。

議案第 34 号「平成 29 年度美波町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 208,756 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、96,075 千円、85.3%の増額となっております。主に、寺前ポンプ場長寿命化整備工事委託料の増額によるものであります。

議案第 35 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,246,492 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、10,264 千円、0.8%の増額となっております。主に、地域支援事業費における包括的支援事業・任意事業費の増額によるものであります。

議案第 36 号「平成 29 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 295,375 千円と致しております。前年度の当初予算との比較では、60,401 千円、25.7%の増額となっております。主に、医薬材料費の増額によるものであります。

議案第 37 号「平成 29 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 145,300 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、2,254 千円、1.6%の増額となっております。主に、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものであります。

議案第 38 号「平成 29 年度美波町水道事業会計予算」は、業務予定量を給栓戸数を 1,900 戸、年間総給水量を 450,000 m³、1 日平均給水量を 1,232 m³と致しております。収益的収入及び支出をそれぞれ 85,430 千円とし、資本的収入を 7,700 千円、資本的支出を 14,784 千円と致しております。収益的収入及び支出で対前年度

比 1,703 千円、2.0%の増額であります。主に消費税の増によるものです。資本的収入で対前年度比 42,110 千円、84.5%、資本的支出で対前年度比 44,829 千円、75.2%の減額であります。主に配水設備工事費の減額によるものであります。

議案第 39 号「平成 29 年度美波町病院事業会計予算」は、業務予定量を病床数一般 50 床、1 日平均患者数は入院 43 人、外来 105 人と致しております。収益的収入を 851,672 千円、収益的支出を 829,126 千円とし、資本的収入を 9,089 千円、資本的支出を 18,176 千円と致しております。収益的収入で対前年度比 31,938 千円、3.9%、収益的支出で対前年度比 86,732 千円、11.7%の増額であります。主に減価償却費などの増額によるものです。資本的収入では対前年度比 38,762 千円、81.0%の減額で、主に他会計補助金の減額で、資本的支出では 18,173 千円の増額で、主に企業債償還金の増額によるものです。

以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。簡単でございますが、諸般の報告及び提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長の提案理由の説明が終わりました。議案のうち補正予算議案第 22 号から第 27 号まで 6 件につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日先に審議したいと思います。また条例議案第 10 号から第 20 号までの 11 件につきましては、17 日の本会議で審議したいと思いますので、ご了承願います。報告第 1 号・2 号、議案第 2 号から第 9 号、議案第 21 号、議案第 28 号から第 39 号までの計 23 件につきましては、各常任委員会に付託し、委員会で審議を行いたいと思います。ただ今、議題となっております報告 1 号・2 号、議案第 2 号から第 9 号、議案第 21 号、議案第 28 号から第 39 号まで計 23 件はお手元にご配布しております付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって報告第 1 号・2 号及び議案第 2 号から第 9 号、議案第 21 号、議案第 28 号から第 39 号までの計 23 件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

小休します。

(時に 10時36分)

(小休中)

(時に 10時50分)

議 長 小休前に引続き再開致します。

町長

町 長 先ほどの私の諸般の報告の中で、1件訂正と1件お詫びをさせて頂きたいと思えます。皆様方のお手元の17ページの議案第21号のところで、3行目になりますけれども704,074,679円となつとうと思ふんですけれども、私がどうも70億と言ったそうで、7億に訂正をお願い致します。それと1件お詫びはですね、皆様方のお手元に配ってあります1ページ目の一番最後のところが美波町創生で終わっておりますけれども、その後に実はもう1行ありまして、「にはずみがついた1年でもありました」ということが言わして頂いているんですけれども、皆様方のお手元の資料にはその1行だけが抜けているということで、お詫びを申し上げたいと思えます。

議 長 それではただ今から補正予算議案第22号から第27号まで計6件の議案審議を行います。

日程第4 議案第22号「平成28年度美波町一般会計補正予算(第4号)」を議題と致します。当局の説明をもとめます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第22号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 まず17ページの地方創生拠点整備交付金事業について、これについては伊座利と道の駅と木岐の聖ヶ丘、この工事に係るもんだというような説明がありました。伊座利の生活改善センターを新たに多世代交流多機能ワンストップ拠点施設として建設する事業。この中身っていうんですかね、どういうものに建て替わっていくのか、そこらのところがあんまり分かりにくいので、もう少し具体的に説明をして頂きたいと思えます。それと2つ目の道の駅、休息施設の整備、休息施設、どういうものになるのか、そこらも教えて頂きたいと思えます。それと木岐の聖ヶ丘につきましては、バーベキュー対応の空間及び雨天対応施設の改良と本設っていうような提案理由の中には書かれておるんですが、これについてもどういう内容なのか。もう少し分かりやすく教えて

頂きたいと思います。それと農林水産業の農業費ですか、農業振興費 22 ページですね、ここの 4,833 千円について集積協力金の単価の引き上げに伴いというような、そういう提案理由の説明にありましたが、もう少し具体的に教えて頂きたいと思います。それともう 1 点、27 ページからの命を繋ぐ減災推進事業費についてですが、これは 3 つの団体ですか、美波町とサテライトオフィスのスキード、それと徳島大学の連携によって津波を想定した支援システムの実証実験というふうに書かれてありますが、これももう少し具体的に内容を教えて頂きたいと思います。以上です。

議 長 総務課長
総務企画課長

それでは私の方からは、伊座利の施設の改修の内容をまず説明させて頂けたらと思いますけれども、今現在、伊座利で漁協があります。それと 2 階に公民館的な施設ということで、これについて雨漏り等も老朽化が激しいということで、そこに新たにこの拠点整備交付金を活用した施設を建てるというものでございまして、規模的には約 200 m² 弱の施設になろうかと思っておりますけれども、だいたい今建っている敷地のところにそのまま平屋建てで建つようになります。それで内容につきましては部屋の割り振りにつきましては、今現段階での案なんですけれども、設計で変わるかも分かりませんが、多目的ホールということで、これは 60 m² ほどの他目的ホールを設ける予定と致しております。これにつきましては多世代の交流、それから移住促進に係る交流活動、それから災害時の避難場所、健康相談などの社会サービス活動や町づくりを進めていくさまざまな活動で多目的ホールを使うということにしております。その隣にといいますか、多目的ルームっていうのが 18 m² ほどのルームがありますけれども、これについては伊座利では都市部の大学との交流も非常にやられておるということで、その大学の S O 開設時等の活動の場所として使われるということにございまして、そのまた隣に約 18 m² ほどのよろずや管理運営室といったような、そういう部屋を設ける予定にされてございまして、住民生活の支援などの日常生活を維持していくためのよろずやということで、これにつきも先ほど申しましたけれども、移住交流促進窓口であったり、漁業漁村体験イベント等の実施窓口、海士さんとかの要請の受入れの場所であったり、地域産品の産直とか地域の情報発信とか、まちづくり地域運営等の活動ということに使われるということにございまして、それから調理実習体験室というのもございまして、これ約 15 m² 程度でございましてけれども、これは地域産品の調理体験、特産品の開発やイベント時など

の食事の調理、災害時の食事の調理であったりに使われるということでございます。それから倉庫もありまして、これは防災備品の備蓄であったり、それから日用品や商品等の提供販売っていうことで、販売スペースの部屋も10㎡ぐらいですけれども設けられているということ、こういったような用途ということ、また施設の全面については施設の軒下を活用して地域産品の販売を、人が集うオープンテラスですかね、そういったものに活用されるということになっております。それからちょっと道の駅と木岐の分については産業振興課長から説明あると思いますので、先ほどの命を繋ぐ減災推進事業についての説明でございますけれども、この事業につきましましては、団体数につきましましてはちょっと徳島大学などということでございまして、実際はスキードそれからサイファーテック株式会社、それから株式会社あわせ、それから早稲田大学、それから徳島文理大学、それから徳島大学、それから美波町の7つの団体が共同で提案させて頂きまして、美波町が代表ということで致しております。それで申請を上げておりましたのは事業費では37,955千円程度の事業費を提案させて頂いておりました、その決定につきましましては内示といいますか、約その事業費の65%が採択というか内示を頂いております。それでそれぞれの事業体で事業費がございますので、今後それを各事業体の予算の配分を調整して、その65%、約24,000千円少々、の事業費に縮小して事業を執行する予定と致しております。それでどういったことをするのかでございますけれども、美波町の日和佐浦地区一帯において自律分散型IoTデバイスで構成されるセンサー網を構築して、災害初期の通信遮断時にも動作する新しい情報伝達手段、つまり止まらない通信網を作るといようなことになっておりますけれども、この通信システム自体についてはブルートゥースって言うんですかね、そういう大気といいますか、通信電波があるようなんですけれども、これについては近距離の無線通信の規格の1つといったことで、そういった通信を使ってこの事業を展開するものでございまして、災害時の用途と致しましては、警報の配信、これについては個人でもたれているペンダントといいますか、受信機的なものであったりスマートフォン、ご自分が持たれているスマートフォンに対しての警報の発信であったり、避難者への情報提供、それから要避難支援者の位置把握、避難所の点呼といったようにそういったものを設定されているというか、発信装置的なものを持たれている方については位置情報もそれによって確認ができるといったようなことになっておりま

す。それから平常時の用途と致しましては、避難計画の立案用の基礎データの収集分析利活用ということで、先ほどのそういった避難訓練をした場合に、そういったデータを集めてシステムによってそのデータ分析して避難活動に活用すると、それからさらには要支援者、子どもの見守りにも活用できたらといったような、そこまでの事業を考えております。それで先ほど言ったように日和佐浦地区を中心に40カ所程度の中継器を置きまして、それによって先ほどのブルートゥースっていったような、その電波帯を捉えてそれぞれの方々の位置情報であったり、が確認できると、そういったシステムになっております。それでそれを実施する上においては、先ほど申し上げました7団体等からなる委員会的なものも開催致しまして、進め方については協議しながら進めていくことと致しております。私からは以上でございます。

議長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からは17ページ地方創生拠点整備交付金事業につきまして道の駅及び木岐の方の施設についての説明をさせていただきます。道の駅につきましては、先ほど議員、休息施設とおっしゃいましたけど、一応休憩施設ってということで今現在提案を進めております。内容的にはまだこれからの話になりますので、自主設計はまだあれなんですけど、一応物産館とトイレの間、あすこにイベント広場的な空間があるんですけども、その大半部分につきましては実は国有地になります。その国有地部分の専用許可を受けて、受けてっていいものは現在まだ協議中ですので、まだ受け入れられているわけではないんですけども、お願いしている最中なんですけれども、既存の東屋が1つあるんですけど、その両サイドのにやはり東屋のようなものを4つないし5つ並べることで、例えば道の駅でパンを買ったりあるいは弁当を買ったりした方、あるいは小規模ながら飲食店がいくつかがございますけれども、そういったところで食事を調達された方、そういった方が食べることができる。そういう日常利用が出来るスペースとして1つ想定しております。先ほどイベントスペースという言い方をしましたけれども、そこで現在もまけまけマルジェなんかをやっておるんですけども、そういうイベントを實際やる時には、今もう必要に応じて絶えずテントを出して、テントを並べているんですけども、そこに巻き上げ式のいわゆるテント地を付けておくことによって、それを下してやれば三方囲いが簡単にできますので、そういうイベント時にはできれば簡易な店舗として転用すると、そういうふうなイメージで考えている施設が1つ。それと物産館の

入口の右側ですけれども、お遍路さんとかが腰を掛けて休憩するスペースが現在あるんですけれども、以前から観光案内所が中に入らないと分からない。あるは物産館の中で何をやっているのか、何を売っているのか分からないっていうことがずっと課題でありました。先ほどの飲食スペースについてもずっと課題だったんですけれども、もう1つの課題として中へ入らんと観光案内所がないのでは非常に困るんだというふうなことがありましたし、最近いわゆる外国人のお遍路さんも増えておりました、特に外国人にとってはそういう案内機能について弱い部分があるというふうなことがありましたので、できるかぎり現在中にある観光案内所を前に出して行きたいというふうなことで、あの部分をそういう観光案内スペースプラスアルファ、このプラスアルファについてはどこまでできるかについてはまだこれから観光協会等々議論を重ねて行くんですけれども、そういうふうなことをイメージして進めていっておるところであります。木岐の聖ヶ丘の農林業体験施設につきましては、議員もご承知のとおり現在は単管で組んだバルコニー的な空間を作っております。これまあ私自身が手作りでやったようなざっとしたもんなんですけれども、そのバルコニーの下部分をバーベキュースペースとして使っていて、上の分についてはくつろいでもらったりする部分とそれと運営していく上で寝泊まりした方の布団を干したりとか洗濯物を干したり、そういったスペースとして使っているんですけれども、それ自体がやっぱり仮設で非常に不安があるというふうなこともありまして、大きな雨の時には簡単な雨対策しか出来ておりませんのでどうしても雨が漏って使っていく上にも不便があるというふうなことで、そこを本設をして同時に2階のバルコニー部分上に簡単な屋根を付けてやることで、例えば洗濯物を干したり、あるいは布団を干したりしている途中で急にざんぶりが来ると、にわか雨があるような時にでも慌てて対応しなくてもちょっと急場がしのげる。そういうようなかたちにできるといいなあというふうなことで、地元の方と協議をしているところでもあります。先ほど伊座利の施設につきましては総務課長の方から面積的なもの、細かく説明がございましたけれども、この2つの施設につきましては、まだ構想的なものしか実はございませんので、今、面積的なものを議会で言ってしまいますと、それがこう固まったものとして誤解される可能性がありますので、そういう細かいところにつきましてはちょっとご容赦頂ければと思っております。それと22ページの農業振興費の部分ですけれども、これにつきましては現在、

奥河内・西河内・赤松で合計 24 戸、約 946 a の面積が農地中間管理機構を通じた農地集積に取り組んでおりまして、それとですね、2 つちょっとありますので話がややこしくなるんですが、その部分と、それと赤松ですね、西河内及び赤松の 49 戸、先ほど申し上げました奥河内・西河内・赤松の 24 戸 946 a っていうのが、経営転換協力金になります。それと後から言いました西河内・赤松 49 戸、約 1,885 a が地域集積協力金っていうのがありまして、これが 12 月補正で一旦上げさせて頂いたわけなんですけれども、その後、機構に対して国の方から配分、国から県を通じて配分される金額、それが変わってまいりましたので、その面積に応じてさらに町の方に配分が来るというふうなことでございまして、その増額分を今回補正をさせて頂いたということになります。

議 長
4 番 議 員

北山議員

まず地方創生拠点整備交付金事業についてですが、今、説明を受けました。これだけ大きな事業になりますんで、新たに今回国の方で交付決定されたっていうふうに説明をされておりますが、やはり議決をする以前に交付決定された時点で最低限今の現状の内容について議会に報告して頂かなければ、この議決をするこの場でこういうふうに詳しく説明を伺った後に採決に臨まなければならぬっていうのは少し難しい感じがしますので、今後は議会開会する前にこういう大きな事業が決定された時点で、きちっと議員には報告頂くなり、資料を頂くようなことにして頂かなければいけないんでないのかなと。今回これはいいんですが、後日の為に伊座利についても、聖ヶ丘、道の駅についても分かる範囲でいいんで、書かれとう絵でもかまいませんけど、資料を頂ければと思いますんで、よろしくお願いを致します。

それと命を繋ぐ減災推進事業についてですが、この説明の中でこの実証実験が終わったのちには、こういう新しい情報伝達方法によって避難者情報とかそういうのが分かるシステムが確立されれば、今後美波町全域でこういうことができる、そのように認識しておっていいのかどうか、それをやっぱり継続的に美波町全域で進めていくと、いうようなかたちになっていくのかどうか、そこらのところを教えて頂ければと思いますんで、お願いします。

議 長
町 長

町長

この事業につきましては、総務省の提案事業ということで、提案をさせて頂いて、今聞かれた I O T の分ですけども、総務省の方に提案をさせて頂いて、そして採択なつたと、全額採択ではなくて、65%ということでありましてけれども、日和佐浦地区を選ん

だっていうのは、美波町の中で避難困難地は日和佐浦地区だけっていうことになってます。ということで日和佐浦地区を選ばさせて頂いたと。先ほど総務課長の説明の中で40戸ほどの設備を付けるっていうふうに言いましたけれども、それは例えばですね、電力柱であるとか、そうですね、NTT柱であるとか、または防犯灯のところの付けるというようなかたちで、そこを通ると人の認識をしているセンサーがあって、分かるということです。先ほど総務課長の話にもありましたけれども、これがなぜ採択されたかって言うと、普通の携帯電話等については地震発生とか大きな大雪もほうですけれども、なった時にはダウンをして一般の人はなかなか使えないっていうことがありますけれども、先ほどのブルー투스っていうのは飛ぶ距離は短いですが、微弱な電波で繋がっていくっていうことで、次々繋がっていくっていうようなことで、通信網が途切れないっていうような利点があると。それとそのセンサー自体も非常に小さなもので、言えばマッチ箱よりも小っちゃい、これぐらいのものであるので、作るのにもお金がかかるのが少ないというようなこともあって、今回実証実験をやってみようというようになりまして。ご質問のことですけれども、これをやった結果、検討もちろん検証をさせて頂いて、全体でそれを付けるとなると費用がどれぐらいかかるかとか、そんなところ今は全然出てないので、そういったことも含めて今後検討した結果、それをやっていくかどうかというのも決まっていくかなあとと思います。もう1つは美波町で今やっている総務省関係の防災関係の分では、阿部地区で行っている今年で3年目を迎えた通信と情報の融合ということで、テレビで「何々さん逃げて下さい」というような情報が入るっていうようなシステムもありますけれども、それについても全町でやるかどうかというところをこれから検証するわけですが、非常に高額になればなかなか町としても判断が難しいところがあるかと思えますけれども、議会の皆様方にそういった検証であったり、協議であったりっていうところをまたご報告しながら、どのように進めるかっていうことをお互いに相談しながらやっていこうと、今のところはそんなところですよ。

議長
4番議員

北山議員
今、町長の説明がありましたんで、今後全町に広げるかどうかは今後の検討によるというように、そういう答弁があったように思いますが、やはり折角こう美波町で新たな事業を実証実験としてやっていくんでありますんで、結果良いものであればできるだ

けやっぱり全町に波及さしていくような方向で、そういうこう心気持ちでこう望んで頂かなければ、お金がようけかかるけんまあほらやらんとかいうようなことがそう先にありきで物事が進んで行っては困ると思うんですね。やはりこういうええ事業はどんどんやって頂いて、ほれを全町に広めて全町民が災害時に混乱しないような、そういうシステムが確立して頂けなければいけないと思いますんで、よろしくお願い致します。

議 長 他に質問ございませんか。
岩瀬議員

2 番 議 員 第 2 表の繰越明許費の中で、道路の定期点検事業に 10,468 千円してますけども、これ点検だけでというと、これ道の駅の橋梁やと思うんですけど、金額の中の明細のこれ 10,468 千円どういう点検をするのかちょっと教えて頂きたい。

議 長 建設課長

建設課長 お答えさせていただきます。橋梁の定期点検業務と致しまして、昨年の 6 月に契約発注を致しております。契約額が 12,500 千円ほどでございます、今回ご説明を先ほど総務課長の方から致しましたように、道の駅の日和佐にかかる跨線橋の点検ということで、JR の保線区との協議、不足日数を要しているために、今回繰越をさせて頂こうと致しております。繰越の算出と致しましては、当初 12,000 千円の契約を致しております、その後まあ追加契約、内容変更によりまして追加契約致しまして、14,000 千円ほどの契約額の内ですね、3,700 千円ほど前払金の方を執行しておりますので、差引きました 10,468 千円を繰越ということになります。それで橋梁の点検につきましては、担当職員の方で目視でありますとか、打音検査、叩いての検査とかですね、自前で出来ることに関しましては行いうわけですが、足場とか橋梁の点検車両とか、人為的に出来ないカ所につきましては今回委託をさせて頂いております。跨線橋につきましては JR をまたいでおりますので、協議も必要でございますし、点検車両との導入も必要になってまいりますことから、今回その分について繰越をさせて頂くということでございます。以上です。

議 長 岩瀬議員

2 番 議 員 これ最初の跨線橋の総工費いうやつっちゃだいたい 9 千万ぐらいできとうはずなんやけど、点検料だけでこれ、10 年過ぎたぐらいでやね、点検これ 14,000 千円もこれ毎年これ 10 年に 1 回するような、払ろていかないかんのんけこれ。

議 長 建設課長

建設課長 　　お答え致します。橋梁の点検につきましては5年ごとにですね、点検をしていくということで、一応決まっております、この度全部でちょっと今資料がございませんけども、何十橋かですね、点検を町内各所の橋梁においてはさしてもらおうということでございまして、JRの分、跨線橋の分だけが差引した1千40何万にかかるのでなくて、全部でのまあ点検費用で、前払金を除いた額の繰越ということになります。

議長 　　岩瀬議員
2番議員 　　道の駅の跨線橋の点検費だけでないん14,000千円、別のやつがあるん。最初説明はやね、ほういう説明頂いたけん私、道の駅のところの橋梁だけでこれ最初の10,460千円のかかるんだと思ったんやけんど、美波町の全体の橋もほうですか。

議長 　　長 　　小休します。
（時に 11時59分）
（小休中）

（時に 12時00分）

議長 　　長 　　再開します。
建設課長

建設課長 　　当初予定しておりました橋梁の点検数が20橋ぐらいということでございまして、その内の1橋でまあ道の駅の跨線橋がございまして。今回跨線橋の部分については一応繰越をさせて頂いて、点検をさせて頂くということでございますけども、金額と致しましては、契約額の内ですね、前払金をお支払した残りの額で繰越をさせて頂いておりますけども、それは他の分ですね、橋梁の分も入っております。以上でございます。

議長 　　長 　　岩瀬議員
2番議員 　　それだったら道の駅の跨線橋が金額的になんぼだった言うてくれたらよう分かるんやけんど。

議長 　　長 　　建設課長

建設課長 　　お答え致します。ちょっと今、資料の方がございませんので、また後程お答えさせていただきます。

議長 　　長 　　戎野議員
9番議員 　　ページ21ページの保健衛生総務費の関連でちょっとお願いしたいんですが、この中で病院会計運営費負担金っていうんが退職手当と合わせて約48,000千円出てですね、診療所の繰出金として20,000千円プラス退職手当の3,540千円余り出とんですが、当初の予算でも病院会計の負担金ですか、今年度の当初予算では115,000千円、診療所は149,630千円計上されておりますけど、

この補正前に約4億円ぐらいあるんですが、病院会計の負担金の補正前と今回の補正と合わせていくらぐらいずつになるのか、病院会計と診療所特別会計の繰出金の総額的なものを示して頂きたいと。それと退職手当の追加のようなかたちで出てるんですが、これは恐らく1人ぐらいに対して手当の人数はそれに1人分なのか、そのことを教えて頂きたい。毎年このように負担金や繰出金を1億も余って重ねて行かなければいけない理由と、それとそのものはどういうものに充当、使われていくのか、そのことについて主なものを計上して行かなければ足りないという、その根拠を含めて教えて頂きたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務課長
病院と診療所の繰出金についてでございますけれども、累計額についてちょっと今持ってきてないもんですから、集計してお渡しするというご希望でございます。それから退職手当の負担金についてはもちろん職員の給与等とも影響しますので、一概に一律1人いらっしゃるというのではなくて、あつすいません。病院の方は2名分、診療所の分は1名分となっております。先ほどの繰出金の累計についてはちょっと出さして頂いて、お渡しするというご希望でございます。

議 長
総務企画課長

総務課長
病院会計の運営費負担金特別交付税分については、もちろんその金額が病院会計の中に何に依拠しているのか、ちょっと私の方からあれなんですけれども、特別交付税分については毎年度まあ交付税の中で算定されている病床数とかで伴います金額の算定根拠が毎年変わっては来ますけれども、その分を積算して繰出すということで、いわゆる病院の分の交付税を病院にお支払するというご希望でございます。この他にも普通交付税の分であったりとか、救急の告示ですかね、救急告示の病院の指定の交付税であったり、そういった決められたような分のお支払いというご希望でございます。それで先ほどの累計については、後日、ご報告をさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員
後日、全体に報告をお願いしたいと思います。あと1つですね、先ほど町長が答えておりましたIOT, ICTをうまく使った情報伝達として、ブルートゥースを使ってその街並みに通行人に対していろいろな情報を送ることなんです、現在非常に要支援者の見守りということが先ほど言われておりましたが、徘徊している人達に対するそういう対応の見守りも含めた取り組みなの

か、それとブルートゥースは皆さんも使っていると思いますけど、自分のその停電の時に電波はどうするのか、そういうことも十分検証されているのか、お聞きしておきたいと思います。

議
町

長 町長

長 今、聞いているところでは、その要支援とか配慮者のいわゆる日常的なっていうのも通常の場合でやるというふうになってます。それから電源の問題でございますけれども、今、聞いているのはスマホとかの場合は、ずいぶん電力を食うというようなところがございますけれども、そのブルートゥース自体は非常に省電力でいけるっていうふうに聞いておりますが、そういったどれぐらいの時間使えれるか、いわゆるバッテリーの関係であるとか、それからそれぞれが付けて頂くセンサーについてもどれぐらいの容量が、容量というか時間がいけるかとかいうようなことについても、今後、検証と言いますか、実験をする中で出てこようかなあと思いますので、そういったものは分かったところでまたご報告をということにさせていただきます。

議

長 他にございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

19 ページの社会福祉費の総務費ですけれども、負担金及び補助金のところで社会福祉協議会の補助金が 7,825 千円ですか、これは今年の 4 月から事業分離が行われるということなんですけれども、この社会福祉協議会への補助金の中身はどんなんでしょう、やっぱりそういう事業分離に伴って補正を組んだんだと思うんですけど、その辺ちょっと分かる範囲でお願いしたいと思います。

議

長 保健福祉課長

保健福祉課長

この社会福祉協議会の補助金につきましては、内訳と致しましては、まずヘルパー訪問事業につきましては 1,125 千円、デイサービス竜宮に向けては 6,700 千円が内訳であります。基本的には利用者の減でありますとか、法律改正に伴い介護報酬がマイナス改定を受けたこと、後 28 年度から総合事業に移行しておりまして、この総合事業につきましては介護報酬の単価よりか低いことでありまして、減収に伴う分が大きいのですが、デイサービスの 6,700 千円のさらに内訳につきましては、まず工事の 300 千円の指定管理濾過機の修理をして、その金額が 300 千円を超えておりましたので、指定管理の負担分、後 1,800 千円につきましては、新しく 29 年の 4 月から一応利用事業所の分離ということを考えておりまして、竜宮の設備があまりにも痛んでおりますことから、ダイニングテーブルでありますとか、カラオケセット、あと軽度認定者

に向けてサービス提供に取り組んで行くということで、レクレーション道具でありますとか、そのようなもので合わせて1,800千円ほどの備品購入を含んでおります。竜宮デイサービスの事業所、先ほど言いましたようにちょっと減収、収益減に伴う分と致しましては6,700千円の内、4,600千円ほどを占めております。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第22号「平成28年度美波町一般会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第22号は原案のとおり、可決されました。

小休します。

(時に 12時13分)

(小休中)

(時に 13時30分)

議 長 休憩前に引続き再開します。

建設課長

建設課長 失礼します。一般会計の補正予算の審議の際に、岩瀬議員さんから頂きましたご質問で、跨線橋にかかる点検費用につきましてお答えをさせて頂きます。点検費用と致しましては、これ諸経費の計算で案分等が必要になりますので、十分正確ではないかも分かりませんが、およそ442千円、税込みで442千円ということになりますので、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 午前中の質疑の中で、病院及び診療所への繰出金の額についてでございますけれども、この3月補正も含めまして、病院への繰出金については274,489千円を予算計上致しております。それと診療所の繰出金につきましては、132,098千円と致しております。それで内訳につきましては、午前中にも申し上げましたけれども、交付税分が含まれておりまして、病院会計では普通交付税で75,628千円、今回の特別交付税が42,010千円。それから償還金

に対しても計上されておりまして、償還金につきましては 2,499 千円となります。それで 12 月補正で交付税以外に 33,385 千円は過疎債の借入分、27 年度分の病院への繰出分ということで、これは別途の費用となりまして、後残りが赤字補てん、純粋な赤字補てんの額ということになります。それで診療所については先ほどの 132,098 千円の中に、これも交付税が含まれておりますけれども、細かな数字についてはちょっと出てはないんですけれども、約 1 診療所当たり 7,000 千円程度の 6,000 千円から 7,000 千円程度の交付税が参入されているということでございます。以上です。それと午前中の質疑の中で伊座利の施設、それから道の駅等、木岐の聖ヶ丘の平面的な図面だけではございますけれども、お手元に配らせて頂きましたので、またご覧頂ければと思います。以上です。

議 長 小休します。
(時に 13 時 34 分)
(小休中)
(時に 13 時 34 分)

議 長 再開します。

日程第 5 議案第 23 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第 23 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 8 ページの直営診療施設勘定繰出金で、今、課長から説明がありました 2,600 千円余りかな、これが医師確保って説明を受けたんですが、これ 2,600 千円なんぼかは、どのような医師確保の為に使われるのかお聞かせ下さい。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 この 2,617 千円につきましては、医師の人件費の一部でありまして、救急体制、救急体制を確保するための部分人件費であります。以上です。

議 長 他にございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 23 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11 ： 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 24 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議 長

（議案第 24 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから議案第 24 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11 ： 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 25 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

（議案第 25 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから議案第 25 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会

計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号「平成28年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第4号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長
議 長

（議案第26号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから議案第26号「平成28年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号「平成28年度美波町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

病院事務長

病院事務長
議 長

（議案第27号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから議案第27号「平成28年度美波町病院事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 質疑を行います。質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留め、詳細はそれぞれの所管の常任委員会で審査を行います。質疑のある方は挙手願います。

小休します。

(時に 14 時 10 分)

(小休中)

(時に 14 時 10 分)

議

長

再開します。

ございませんか。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程を終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

(時に 14 時 11 分)

平成 29 年 3 月 13 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休憩前に引続き、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問を行います。一般質問の通告者は 5 名です。通告順に発言を許可します。なお、要点を簡潔に質問されますようお願い致します。

11 番丸龍議員の一般質問を許可致します。

丸龍議員

1 1 番 議員 おはようございます。一般質問をさして頂きます。3 月に入りまして日増しに春めいてきたところではございます。3 月は出会いの時期、また別れの時期でもあります。本町でも数名の職員の方が退職されると聞いております。これまでのご功労を敬意を表したいと思っております。

さて先般の新聞報道でもございましたが、選挙管理委員会からこの夏の 7 月 25 日町長選挙における報道がございました。本年 7 月 25 日に予定をされております町長選挙についてお伺いをしたいと思います。平成 21 年 8 月に藤井前町長の任期途中での体調不良による突然の辞職という思いがけない事態を受け、町政混乱をさげ美波町を元気に取戻し、町民の皆様から信頼される町政をと推進するため、4 本の柱を掲げ、町民の方々から支持・ご支援のもと 2 代目町長、美波町の町長が就任されたわけでございます。その影治町長は合併後 3 年ということもあり、町としての一体感がまだまだ出来上がっていない中、公平・誠実・実行をモットウに対話の町政を基本姿勢として町の一体感の醸成に努めながら、産業振興のまちづくり、安全安心のまちづくり、未来をつくる人づくり、持続可能なまちづくりに向けて力いっぱい取り組んでこられたところでございます。町長に就任されて 7 年 7 カ月、この間いろんな施策に取り組まれました。まず始めに産業振興雇用対策と致しましては、コールセンターの誘致、サテライトオフィスの誘致、小規模事業起業支援事業の創設。また子育て支援、人材育成としましては、医療費の負担軽減、期間を高校 3 年生までの延長、保育園・幼稚園の保育料の第 2 子以降の無料化、オーストラリアケアンズ市への中学生短期留学制度の創生、また私が会長を務めております子ども会連合会活動支援、また高齢者の足の確保と致しましてはタクシー助成制度の創生、また無料化のバス、医療問題の美波バスへの運行、防災対策と致しましては自主防災

組織力の強化・充実、避難路・避難階段・ヘリポートの整備、防災行政無線のデジタル化、また元気づくりと致しまして賑わい地域キャンパス推進事業の創設、県内外の大学の連携事業の創生、そして合併後最大の懸案事項でありました町立2病院の統合再生など、数多くの成果を上げられたのも事実でございます。限られた財源の節約の中でこのような成果を上げられたことについて、私自身は高く評価をするところでございます。しかしながら本当に町民が安心して安全に快適に暮らし、発展する美波町とするためには、産業振興、若者定住推進、観光振興、南海トラフ巨大地震への備えなど、まだまだ数多くの行政の重要な政策課題が残されております。行政の責務としてこれをひとつひとつ解決して、途切れのない行政運営を責任を持って未来次世代への引き継いでいかなければならないと私は考えております。町長就任も残りあと数カ月となりました。私は影治町長の政治、行政手腕に期待し、清清に賛同を惜しまないところであります。時期町長選挙には当然出馬されるものと期待をしているところでございます。ここで影治町長に更なる美波町発展、住民福祉の向上のため、きたるべき美波町町長選挙に立候補を要請し、町長選挙に臨む力強い決意をお願いしたいと思っております。また合わせて町政の成果、報告があればお知らせを願いたいと思っております。町長、再問は致しません、力強い宣言をよろしくお願い致します。

議
町

長 町長

ただ今、丸龍議員さんから時期町長選に臨む決意につきまして、ご質問を頂きましたのでご答弁をさせていただきます。まず始めにただ今、丸龍議員さんより私がこれまで町政に取り組んでまいりました政治姿勢、そしてその成果について過分なるご評価を頂きまして、大変恐縮に存じておる次第であります。これもひとえに議員の皆様方はじめ、町民の皆様方のご理解やお力添え、さらには町職員の尽力と支えがあればこそと、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げたいと思っております。私は、平成21年8月町長就任以来、7年7カ月に渡りまして町政のかじ取りを担わさせて頂きました。就任以来、公平で誠実に町民の皆様に分かりやすい行政運営を信条と致しまして、全力を傾けてまいりました。今、振り返ってみますと合併に伴うさまざまな課題の解決や、新たな課題への対応、そして町の一体感の醸成を図るための期間であったかなあというふうに感じております。この間、多くの皆様から叱咤激励のお言葉を頂きながら、それらを糧と致しまして初心を忘れることなく誠心誠意努めてきたつもりでございます。これまで

私が重責を果たすことができましたのも、町民の皆様方から頂きました暖かい励ましや、議員の皆様のご協力の賜物でございます。ここに改めてお礼を申し上げる次第でございます。さて日本全体が人口減少時代に突入し、自治体の消滅さえ危惧される今日、合併特例の終了を間近に控えます本町にとりましては、今まさに美波町の未来を決する極めて重要な時期に直面を致しており、一刻の停滞もなく重要施策の進捗を図る時であります。これまで進めて参りましたひとつひとつの歩みをさらに前進させ、またこれまで取り組んでまいりました成果をより確実なものとし、町民の皆様方に住んで良かったと実感出来る町を作り上げていくことが私に課せられた重要な使命であり、また責務であると考えているところでございます。私に与えられております任期は残すところ5カ月余りとなってまいりました。丸龍議員さんから次期町長選への出馬せよ、との熱い言葉、まさに光栄の至りであり、身の引き締まる思いでございます。ご質問の再選に向けての決意でございますが、私と致しましては7月25日告示の次期町長選挙におきまして、町民の皆様からご支援が得られるならば、美波町創生のため、そして住んで良かったと実感できる町の実現を目指して、これまでの知識と経験を活かし、引き続き町政を担当させて頂きたいと考えております。議員の皆様を始め町民の皆様方のより一層のご支援とご協力を賜ることが出来れば幸いに存じる次第でございます。今後ともなにとぞご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

- 議長 丸龍議員
- 11 番 議員 ただ今、影治町長より出馬の、再出馬の表明を聞かされました。私自身大変心強く、喜ばしく思う次第でございます。全身全霊、初志貫徹し、美波町をより良い発展の為に今後尽くして頂きますよう強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。
- 議長 以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。
続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。
永本議員
- 7 番 議員 おはようございます。前段同僚議員の方から町長選出馬についての質問がございまして、町長の方から惜しく決意されました。そういうことありますれば、なおさらに本町の課題となっております観光開発、本町を含む県南部の観光開発が進んでいない、ほういう課題があります。国が2020年オリンピックの年を目標に外国人観顧客4,000万人を誘致するという目標を立てております。本町でも当然その影響がなければならぬはずであります。

近年徳島県西部の地域では、観光資源の有効活用を図り、体験型観光に力を入れた結果、外国人観光客の呼び込みの大きな成果をあげております。それに比べると本町を含む県南部の開発はかなり停滞気味であります。本町では防災対策、病院建設に大きく資金面で集中しなければならないという事情がありました。県南の観光開発の遅れには県当局もかなり気にかけておられるようであります。サンラインの活用、水産高校跡地の活用などであります。町長が常日頃提案されております安全安心のまちづくり、最もなことであり大賛成であります。産業の発展なくしてなかなか人は集まらないのも事実であります。ちなみにサテライトオフィス誘致で本町と競っております神山町の地産地消食堂「かま屋」が大きな繁盛と聞いております。これは民間企業に町が1億円を出資して職員を派遣してまで地元産品を活用した農村レストランであります。ランチをバイキング方式を取り入れた新しい発想であります。本町でも最近小さな企業が店開きする方向であります。やはり町が思い切った助成をしなければ大きな成果は上がらないと思っております。サンライン、水産高校跡地など手つかずの資源を活用した観光開発事業の展開が必要と思われま。町長に何らかのお考えが有りますれば、お示し頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議
町

長 町長

長 それでは永本議員の観光開発についてお答えをさして頂きます。お話にありました県西部の観光振興につきましては、祖谷温泉社長らが中心となり民間主導で現在まで行政を引っ張りながら活動を行っていると同っております。平成12年に近隣の宿泊事業者と連携を取り、「大歩危・祖谷行ってみる会」を設立、自らがリーダーシップを取り、現在まで活用をされているようでございます。また徳島県西部は観光圏制度にも早くから取り組み、西阿波観光圏は平成25年には新観光圏として6地区の内の1つとして認定を受けられております。美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町を区域とし、大歩危・祖谷地区を主たる滞在促進地区と定め、県・市・町・民間団体・民間事業者が連携しながら活動をされております。その結果、日本人・外国人とも観光客が増えているということでございます。県南部の観光振興につきましては、まず海部郡3町が負担金を出して運営をしております南阿波よくばり体験推進協議会がでございます。教育旅行に特化して活動をしており、平成16年9月に発足以来、現在まで多くの修学旅行を誘致しているところでもあります。その他には海部郡に那賀町・阿南市を

加えた1市4町の商工・観光・JA・水産・関係市町村及び南部総合県民局が構成団体となっている四国の右下魅力倍増推進会議が観光振興全般に取り組んでおります。南阿波井の販売、まけまけマルシェの開催など、地域資源を活かした南阿波グルメの推進、また着地型観光商品の開発やアウトドアスポーツの開催による誘客にも取り組んでいるところでございます。また平成24年からスタートしている阿南・那賀・美波定住自立圏においては、阿南市が中心となり美波町・那賀町とそれぞれ協定も締結して事業を行っております。観光の分野に関しましては1市2町が負担金を出し、美波町観光協会に事業委託を行っております。事業は4本を柱にしておりますが、1つは地域ディレクターの育成、2つ目がソーシャルメディアの活用、3つ目が道の駅日和佐での広域観光案内、4つ目がカメ太郎の観光圏内への派遣であります。この4つを柱に広域による観光振興に取り組んでまいったところでございます。平成29年度からは牟岐町・海陽町が加わり、引き続き美波町観光協会が主となって事業を推進する予定であります。広域での取り組み以外にも美波町では観光協会の組織強化・案内窓口の充実化に取り組んでまいりました。それにより平成24年度は観光協会職員が1名だったのが、平成27年度は地域おこし協力隊も含めると4名となりました。それにより案内窓口も英語による対応が可能となり、外国人対応のできる案内所として徳島県では3カ所しかない日本政府観光局のカテゴリー1に登録されております。ちなみにカテゴリー1は道の駅大歩危・JR大歩危駅観光案内所・道の駅日和佐の3カ所であります。また平成26年には宿泊事業者による宿泊施設松韻会が観光協会内に発足し、それらの取組を支援してきたところでございます。3月1日の西阿波視察についてもこの松韻会が中心となって実施してきております。それ以外にも町内の案内看板の多言語化、主要な観光施設におけるWi-Fiの整備も行い、インバウンド対策に取り組んでまいりました。まだまだ県西部に比べますと主役となる民間事業者の不在が大きな問題ではないかと感じております。これまでの行政主導のやり方では大きな成果は見込めないというふうにも思っているところでございます。現在よくばり体験推進協議会、四国の右下魅力倍増推進会議、定住自立観光圏事業などにより、広域連携の土台はできつつあります。美波町では美波町観光協会が県南観光振興の中心となれるよう、引き続き支援をしてまいりたいというふうにも思っております。以上答弁とさせていただきます。

議

長 永本議員

7 番 議 員 徳島新聞 3 月 4 日号、これに神山町の例が紹介されておりますが、これでは十分分からないんですが、直接聞いたわけではないのでまだはっきりしたことは分からないんですが、民間企業に町が 1 億円を出資して町から職員を出向させて農産品、地元農産品を利用してレストランを経営するという事で、オープンしたということで。今、オープン当初でございますが、相当な人が来られておるといふうに聞いております。こういった考え方で優れた企業に対してはですね、やはり町が相当な出資をし、また職員を派遣するぐらいの意気込みでなければなかなか民間任せではそう簡単に進んでいく問題ではないと思っております。だから神山町の取組はこれはすばらしいもんだなあとは思っております。こういう考え方で進められる意思はあるのかなのか、お聞きしたいと思います。再度よろしく申し上げます。

議 町 長

町 長

今、言われました神山町の事例につきましては、私も十分なことは把握しておりませんが、私どもの美波町でもその行政とそれから民間の方、観光協会等が連携をしながら、今まあ話をしているところでございます。環境を整えばそういったことにつきましても可能性はあるのではないかとこの美波町が 2021 年のワールドマスターズゲームズのトライアスロン・アクアスロンの会場というふうに決まりました。こういうこともあって、この 4 年間にインバウンド特に外国人観光客の受入れを基本と致しまして、宿泊それからお店の方々が英語圏でありますとか、いろんな国の方のおもてなしができますよう準備を進めていくところでもございますので、そういったことも含めながらこの民間の方々を中心とした観光への取組プランができましたならば、町もしっかりと支援をしまいたいというふうにまあ考えております。

議 7 番 議 員

長 永本議員

本町では病院事業、それから防災対策事業もかなり進んでまいったわけでございますので、今後はひとつ観光開発にひとつ力を入れて頂けるようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて 9 番戎野議員の一般質問を許可致します。

戎野議員

9 番 議 員

通告に従いまして、初めにですね、医療体制の充実強化ということで質問をさせて頂きたいと思っております。約開院、開業をして 1

年が経過した美波病院と日和佐診療所の検証と収支改善へ向けての対策を現在の運営状況からその具体策についてお伺いをしてまいりたいと思います。過疎地域自立促進計画が定められておりますが、その中で医療の確保として町外との病院との各専門病院を含めて、連携強化をし、高度医療を受けられるような体制の確立が謳われておりますが、その他対策の中に書かれてあります訪問医療などの医療サービスの提供の取組を具体的にどのようにこの間、進められてきたのかお聞きもしておきたいと思います。また病院の経営指針となる1日の入院者数、また平均在院日数、病床の利用率、回転率はどうなっているのか。診療科ごとの毎月もしくは毎日の外来患者の利用状況、そしてその数がこの1年間どのように推移をしているのか、お伺いしたいとお思います。合わせて時間外及び救急対応の状況についても説明をされたいと思います。その他に電子カルテの導入に伴い、患者にとっても利便性、待ち時間の縮小にどのように繋がる効果は出ているのか。再診におきましては予約診療が増えている各地の病院ではありますが、美波病院及び診療所での待ち時間縮小のための予約診療の取組と、その改善策を具体的にどのように取り行ってきたのか。それをお伺いしたいと思います。さらに国や県が進めているジェネリックの病院で扱っている院内薬局の薬の種類は、現在どれほどあり、薬剤の使用状況そしてまた日和佐診療所におきましては、現在院外処方でございますが、希望すればジェネリックでの対応はどのように今なされているのか、詳しくお伺いしたいと思います。それから主に日和佐地区からの通院バスの利用者の毎日の平均利用状況と、それに対して運行改善策をどのように考えているのか。特に日和佐地区から利用する人の、日和佐へ帰る最終便が非常に遅いというか、便がないので、なかなか困るという意見も聞いておりますので、その点もお伺いしたいと思います。それから診察状況から病院における診療科の特別な取り組みは考えられるのか、特に精神科の関係であるんですが、富田病院が本町にもありますので、そのすみ分けがあるとしてもこれから予想される精神疾患、うつ病やADHDを含めたそういうものに対する取り組みをどのように考えているのか。今後地域ニーズの高い診療科の併設を考慮して行くことはしないのかどうか。重点的な治療に対策として、急性期または慢性期の取組が考えられていくと思いますが、どこを中心にやっ払いこうと町の病院の特質を出そうとしているのかを合わせて聞いておきたいと思います。先ほども申し上げましたように、過疎自立促進計画では、平成28年度から毎年1

億円の病院会計運営補助金が平成 32 年度まで、また診療所特別会計運営繰出金が毎年約 6 千万が同じく 32 年度まで計画がされております。交付税補助等と将来への収支改善への取り組みをどのように考えているのか、いわゆる赤字補てんに対する繰出金と財源措置は今後どの程度美波病院及び日和佐診療所で毎年見込んでいくのか、その点を説明を受けたいと思います。以上でございます。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長

それでは私の方からは美波病院の件につきましてご説明させていただきます。まずはじめに入院患者数につきましては、昨年 3 月開院後、2 月末現在で述べ 10,196 人の方が入院され、1 日平均入院患者数は 28 名となっております。また外来患者数は述べ 19,006 人、1 日平均外来患者数は 78.5 人となっております。また通告の中になかったのですが、先ほどちょっと戎野議員からありました内科・外科の別々の外来数というのがありましたので、それは内科につきましては 12,890 名、外科につきましては 6,116 名という内訳となっております。続きましてジェネリックの使用につきましては、議会や委員会で何度かお話させて頂いておりますが、医師は患者さんの様々な症状・病状などによって最適な薬を処方しており、その全てがジェネリック医薬品に置き換えることができるわけではございません。何においても「診察時に医師に相談して頂き、希望を伝え、薬を処方して頂くようお願い致します」ということで、何回かお話をさせて頂きました。患者さんの方からもまた議会の方からもジェネリックの使用についてということ、いろいろご質問があったということも院長をはじめ、医師の方に話はさせて頂いております。まだまだ美波病院では多くはありませんが、今後、院長をはじめ医師の中で検討し、増やして行く方向で今考えております。また病床利用率につきましては、2 月末現在 56% の病床利用率となります。また在院日数につきましては 22.4 日となっております。次に待ち時間につきまして、電子カルテシステム導入による効果等があったのかというご質問でございますが、昨年 3 月開院時は全ての職員が不慣れなため、患者の方々にご不便をおかけ頂しましたが、1 年が経過し、電子カルテシステム導入によりカルテの一元化が図られ、同一患者への医師同士の二重診療の防止や、医師からのオーダーに対する処理は早くなっており、効果はあったと考えております。精神疾患への取組はとのご質問に関しては、現在表号しております外科医師、整形外科の医師の確保を最重要課題としまして、町長を筆頭に徳島県や徳島県医師会、徳島大学などの関係機関への依頼を行って

おります。精神疾患の診療につきましては、近傍に精神疾患専門病院、先ほど富田病院っていうお話がありますので、現在のところそれを専門的に扱うっていうことは考えておりません。続きまして会計運営補助につきましては、美波町一般会計から病院事業への繰出し基準が定められておりまして、6点ございます。病院建設改良に要する経費の2分の1。リハビリテーション医療に要する経費、実績額の2分の1。救急医療の確保に要する経費、全額。保健衛生行政事務に要する経費、全額。経営基盤強化対策に要する経費、医師確保対策に要する経費、実績額等となっており、後、繰出し基準に定めのないものは各年度に示される国の基準を採用することになっております。最後に将来収支改善策と致しましては、常勤医師を中心とした医療スタッフの確保充実に図っていきたくと考えております。美波町立病院整備方針の職種別職員配置計画に掲げられております常勤医師からは、不足致しておりまして、現在勤務している医師への負担が増大しております。そのため医師確保に最大限努め、医療の充実に図っていきたくと考えております。2点目に患者サービスの向上としまして、医療スタッフの接遇の強化、診療待ち時間の短縮などを行い、患者数の増を図り、経営体質の強化を図っていきたくと考えております。3点目、職員の意識改革としまして、事務スタッフはもちろん、看護スタッフの病院経営に対する意識の向上を図るため、院内勉強会や外部研修会への参加を引き続き行っていきたくと考えております。4点目、地域包括ケア体制の推進、今年度8月開設予定の美波町医療保健センター、及び急性期医療機関や町内外の介護老人福祉施設などと連携し、新たな保健・医療・福祉の総合ネットワークを構築していきたくと考えております。なお改善策の最重要課題である医師確保につきましては、町長を筆頭に努力を重ねてまいりますが、議員各位におかれましても、ご尽力頂けますようお願い致します。以上です。

議 長 診療所事務長
診療所事務長

それでは私の方から日和佐診療所のことにつきまして、ご説明させていただきます。まず1年経過致しましたところで外来患者数ですけれども、平成28年度の外来患者数につきましては、今年2月末までの患者数で11,592人で、1日平均52.5人となっております。平成27年度日和佐病院の時の同じ期間の外来患者数は12,603人で、今年度と比較しますと1,011人の減、1日平均で4.6人の減となっています。患者数の減少につきましては、入院機能が無くなったことや、救急当番日以外の日は、休日夜間に医師がいなく

なったことなども原因になっていると考えられております。患者減少対策・利便性向上対策・診療特化・医師不足対策等につきましては、次のとおりご説明させていただきます。日和佐診療所では、内科・外科・整形外科・皮膚科や、専門性の高い物忘れ認知症外来・糖尿病外来・神経内科を設けており、専門の資格を持つ医師による病気の早期発見・治療に努めております。「遠くまで診察に行っていたのが近くで診てもらえるようになって助かる。」との話も聞きますし、町外から受診しに来られる方もあります。現在は、常勤医師 1 名川井所長と非常勤医師で診療にあたっております。所長は内科や専門外来の診察の他、介護保険の認定の意見書の作成や訪問診療、出張診療・学校健診等も行っており非常に多くの業務をこなしております。昨年 4 月からは海部郡医師会の救急医療当番の医療機関に加入しております。これは郡内の 13 医療機関が交代で当番を行っておりまして、28 年度は 27 回の当番が当たっています。この当番日は所長と看護師が待機しておりまして、平日の当番日の場合は午後 6 時から午後 11 時まで、休日の当番日の場合は午前 9 時から午後 11 時まで診療体制をとっています。2 月末までで 22 人を受け入れしております。また病院から診療所に変わる時に海部消防と協議を致しまして、診療所は救急指定の医療機関ではありませんが、救急隊から連絡があつて医師が受入可能と判断した場合は患者を受け入れ致しております。平日夕方の診察の患者さんにつきましては、受け入れ可能な症状でありましたら、診療時間を過ぎても臨機応変に対応はさせていただきます。現在の非常勤医師は 11 名で、国立病院機構徳島病院や徳島赤十字病院からも派遣して頂いておりますが、非常勤医師のうち週に 1 日勤務可能な医師は 2 名だけで後の医師は半日勤務となっております。患者の要望に十分お応えできる診療体制がとれておりません。現在、所長や町長のネットワークで非常勤医師を確保致しておりますが、常勤の医師が確保できたら、診療体制が安定し患者増に繋がるものと思われまますので、常勤医師の確保につきましては、議員各位におかれましては、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

続きましてジェネリックにつきましては、日和佐診療所は医師が処方をする際に、患者にジェネリックを希望するかどうかを聞いて対応致しております。非常勤医師も同じ対応をとるように致しております。次に待ち時間の件ですが、現在電子カルテは未導入となっておりますが、診療状況をお知らせする表示板で患者の診察や検査の結果状況が分かるように致しております。また、放

射線部門や検査部門とも診療部門と連携致しまして各種検査の待ち時間の短縮を図るよう今年度から致しております。受付係や看護師からも患者さんの方で待ち時間が長い場合とか、診察の状況などを説明するようなことも致しております。診療科の中で物忘れ認知症外来と糖尿病外来と神経内科につきましては、検査や診察に時間がかかる関係で予約と致しております。

次に診療特化、精神疾患への取組につきましては、診療特化につきましては先ほど申しましたように、もともと日和佐病院の時は内科・外科・整形外科の3科でありましたが、そこから徐々に増やしまして皮膚科とか専門性の高い物忘れ認知症外来、糖尿病外来、神経内科を設けるように致しております。精神疾患につきましては、先ほど美波病院からも話がありましたように、日和佐地区に専門の医療機関がありますので、その部分につきましてはすみ分けを致しております。会計運営補助等と将来の収支改善策につきましては、診療所会計の運営補助金につきましては、3月7日補正予算審議の際に総務企画課長から診療所には約7,000千円の交付税算定措置があるとの説明があったところですが、支出に対する歳入の不足分につきましては、一般会計で補填をお願いさせて頂くこととなります。診療所の運営が安定するためには、常勤の医師の確保が必要で、常勤医師が確保出来れば、診療体制が充実して患者増、収支改善に繋がるものと思われれます。ただこれは現時点では非常に厳しいことでありまして、日和佐診療所も美波病院と同様、県が主導しております海部・那賀モデルのプロジェクトに参加しておりますので、現在の専門性の高い診療体制を維持しながら、診療所独自、町・県や関係医療機関とも連携を取って、医師の確保に努めて診療体制の充実を図って行きたいと考えております。以上です。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは通院バスの状況と利用、向上策についてお答えさせて頂きたいと思っております。病院連絡バスの利用者数につきましては昨年の3月から今年の2月末まで約1年間で7,033人の方々が利用されております。月平均では約586人、1日平均では約29人となっております。次にもっとも利用者数が多かった月が11月でございまして756人となっております。利用区間で多いのはやはり由岐駅前と美波病院間で、その中で最も利用者が多い便は9時20分発の美波病院行きの便で、これはJRと阿南バスの連絡もあることが要因となっております。また、1日の利用者数で最も多い日は11月16日で86人となっております。これはインフルエ

ンザの予防接種の日であったことによるものでございます。次に、日和佐診療所から美波病院間の利用者数についてですが、先ほどの乗車数の内数となりますが、約1年間で830人で月平均では約34人、1日平均では約2人と非常に少ない利用状況になっております。利用の向上につきましては、運行区域の拡大などが考えられますが、定員が10人であり一度に乗車出来る人が限られているということから定員オーバーになりますと乗車出来ない人が発生する場合の対応や、タクシーなどの民間運送事業者の運行区域への乗り入れとなることへの配慮、またタクシー利用助成制度や他の公共交通機関との使い分けも含め地域公共交通会議において複合的に検討させて頂ければと考えております。なお、日和佐地区への最終便の件についてでございますけれども、運行車両が現在1台でありまして、由岐地区の利用者もいることから、そのあたりの調整が必要となってこようかと思っておりますので、今後それも含めて検討させて頂けたらと思っております。以上です。

議 長 病院事務長

すいません、答弁漏れがありましたのでご説明させて頂きます。通告の中になかったんですが、救急医療についてご質問がありましたので、今現在美波病院では海部消防あと由岐搬送班から救急のための搬送をして頂いておりますが、人数につきましてはすいません、今ちょっと資料がありませんので、ちょっと申し上げることが出来ないんですが、対策としましては平日の時間内につきましては診療を中止してそちらの方に対応するかたちになっておりますが、夜間時間外につきましては医師は医師不足のため1名を配置し、看護師につきましては病棟2名の他、1名を救急対応として行っております。以上です。

議 長 戒野議員

9 番 議 員 常勤医師の確保をつうじて収支改善を安定的に持って行くということのご答弁でございましたけど、分かりやすく単に言えばですね、医業収支でだけでですね、なかなかやっていると、毎年最低赤字補てんという具体的なことでその財政財源措置は交付税とかいろいろあるとしても、医業収益のみでですね、採算、どの程度、美波病院と日和佐診療所においては不足分が生じて毎年行くということか、その点少し分かりやすく説明してもらえんでしょうか。

議 長 小休します。

(時に 9時52分)

(小休中)

(時に 9時53分)

- 議長 再開します。
病院事務長
- 病院事務長 答弁させていただきます。確定的な金額ではございませんが、想定としましては170,000千円ぐらいと考えております。以上です。
- 議長 診療所事務長
- 診療所事務長 こちらも確定的ではまだございませんが、28年度の診療収入と致しましては85,000千円台になろうかと思っております。以上です。
- 議長 戎野議員
- 9番議員 今おっしゃられましたように、病院では170,000千円、診療所では85,000千円ぐらいの補てんを毎年考えて行かなければならない。そしてまた病院の収支改善に努力するというお話がありましたが、先ほどジェネリックの点で医者とも相談してということでありましたが、実際美波病院におけるジェネリックの用意をしている薬の種類っていうのはどのぐらいあるのでしょうか。その点をもう少し聞いておきたいと思っております。それからですね、通院バスの関係は、それぞれ調整が必要ということで、特に診療終わってから最終便に間に合わないという体制、日和佐地区への患者さんの不便をきたさないように調整をして頂きたいと思っております。精神疾患等についてはすみ分けがいるということで、病院もしくは診療所での特化は考えていないということで、特に海陽町の病院の方ではリハビリ等にも重点的に力を入れていくという、特化して行くというふうな体制を整えておりますけど、美波病院ではそれはあんまり考えてはいないのか、診療所は先ほど申されて糖尿予防とかいろんな非常医師を迎えての特別な診療科を考えて患者を対応したいというお話でありましたが、美波病院ではそれはまったく考えていないということで、理解していいんでしょうかね。
- 議長 病院事務長
- 病院事務長 それでは再々問にお答えさせていただきます。まずジェネリックの種類でございますが、現在全部で700種類ぐらい薬の種類がございます。その100%ではないんですが、その50種類程度がジェネリックになっているかと思っております。あと診療特化につきましては、現在のところリハビリにつきまして、先ほど整形外科の医師の確保っていう最重要課題というふうに申させていただきましたが、4月からリハビリの方に作業療法士、臨時でございますが1名採用する予定に致しております。それでそのリハビリにつきましては充実を図っていきたいと考えておりますし、脳神経外科に

つきましても、最初4月現在では月に1回から2回程度の診療ということでございましたが、2月から週1回、木曜日の半日でございますが来て頂いているのと、月に1回それも水曜日の1回半日来て頂いているということで、徐々にではございますが、そういうかたちで診療科も増やして行かして頂いてますし、先ほど言いましたようにリハビリにつきまして、充実を図ってっております。以上です。

議 長
9 番 議 員

戒野議員

これで1問目の質問を終わりたいと思うんですが、700種類の薬のんに対して非常に1割にも満たないということで、50種類という約ですね、これに対してやはり患者が希望すれば対応できるように出来る限りその種類を増やして頂きたいと、そういうふうに考えます。それから特化についてリハビリや脳神経外科をさらに充実ということで、利用しやすい病院体制に向けて、ご努力をお願いをしておきたいと思っております。後ですね、電子カルテの関係で待ち時間縮小に繋がる効果をお尋ねしたんですけど、それについては患者というか利用者には直接効果はあったのかということと、その予約システムがちょっとご答弁がなかったもので、予約システムの構築化っていうことをそのカルテの導入に伴って進めることはできないのか、その点だけちょっと聞いておいて1問目を終わりたいと思っております。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長

電子カルテの導入についてでございますが、患者さまに対しまして先ほど言いましたように医師からのオーダーに対する処理が早くなったとちょっと答弁させて頂いたんですが、それによって会計であるとか、薬の処方であるとか、あとレントゲンあと検査につきましては、そういうすることが早くなったということで、患者さまに対しての対応が早くなったということで、ご理解頂けたらと思っております。また予約につきましても、それをして頂いております。実際電子カルテによって予約、次に診療につきまして予約をして頂いております。それで次回の診療に繋げていておりますので、十分これについては活用させて頂いておりますが、ただなかなか予約した時間にまだまだそれがすぐに診療ができるかというと、いろいろ他の方々との関連もありまして、まだまだできていない、十分に対応できていないこともあろうかと思っておりますが、その辺につきましてもこれから十分に検討して行くようにさせて頂きたいと思っております。以上です。

議 長

戒野議員

9 番 議 員

では2問目についてお伺いをしてまいりたいと思います。まちづくりの将来構想と重点目標の取組についてということでございます。先ほど町長から3期目に向けての立候補の決意が述べられておりましたが、合併から約10年、さらに影治町長になっての約8年近くの間ですね、町づくりの検証とこれからの対策を聞いてまいりたいと思います。特に華々しくですね、これまでマスコミメディアを使ってIT関連の事業誘致に特に力を入れてきたような印象を受けます。定住促進を図ってきた結果、16事業者のうち現在実質的に何社、もしくは何人がこの町に定住をし、具体的に地域産業等の関連で貢献をどのようなかたちでしているのか。またさらにそれは将来どういうふうに発展する可能性があるのか聞いておきたいと思います。それから就業、雇用促進にですね、一次産業を中心に見据えて取り組みが進められてきた、また今後も進めていくものと思われませんが、町の主要基盤産業をどのように町長としてはかたちづくって行こうとされるのか、改めてお聞きをしたいと思います。地場産業と言えば役場と福祉介護事業と言われるような過疎高齢化の本町においてはまず雇用の場をどのように確保し、そして定住し、子育てがしやすい環境を整えることが求められてまいります。しかし過疎高齢化はますます進み、周辺部では限界集落の様相を呈しております。町内会を進め日常生活の支え合いができなくなるという状況になっていくと思われまます。具体的に通院や買い物難民など、日常生活の不便さから便利な都市部への移住が逆に地方では進んでいくのではと懸念されております。現在の美波町での限界集落と言われるそれに近い状況は、どういう地域が生じているか。もちろんこの限界集落という65歳以上の高齢者が人口の半分、5割を超える集落を呼ぶと申しましても、そこに住み続ける人が現在これからもおります。これから少子高齢化がさらに進むことが確実ですので、しかしこの限界集落も激増するものと思われまます。10年後の本町における状況はどのような想定があるのか聞いておきたいと思います。さらに限界集落化が進めばですね、地域で支え合う防災機能も低下してまいります。過疎高齢化が一段と進みゆくこの町における介護医療における安心して住める対策として、どのような取り組みを強化して行こうとするのかお伺いをしたいと思います。町長自身が特に力を入れてまいりましたIT関連、サテライトオフィス誘致、とりわけICTやIOTと言った通信技術を使ったいろんなコミュニケーションが町長は町発展の中心の1つとして捉えておりますが、既存産業や過疎高齢化の人口形態から、これらの情

報産業をどのように連携させて取り組もうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。一次地場産業のですね、これから進めて行こうとする重点施策と将来この美波町をどのような一次産業の特化、もしくはセールスポイントとして発展させようとするのか、その点を最後にお聞きしておきたいと思います。まちづくりの重点施策と目標をこれから具体的にどのようにおられるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

議
町

長 町長

長 戎野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まずたくさんありましたので就業雇用関係についての今後の取組方針等を申し述べさせて頂きたいと思います。これまでも地元の企業に対しましては、小規模工事でありますとか、登録制度でありますとか、また小規模事業者の起業支援制度を活用して起業を支援をさせて頂いたところでございますけれども、今後につきましては地元企業の成長による就業雇用促進を図るため、地元企業の支援策の検討を地元企業の皆様のご意見を伺いながら行っていきたいというふうに考えております。また定住促進の件でございますけれども、まずは今、美波町に住んで頂いている方が美波町に住み続けて頂くということが基本でございます。そしてまた移り住んでこられた方が美波町で住んで頂くというように、その地域に住む人が私達のまち、地域の良さを認め、その地域をPRすることも必要になってこようかなあというふうに思っております。いわゆる移住交流という点と、それとまた定住というところで、言葉的には似ているところがありますし、若干違うところもございますけれども、美波町と致しましては交流から移住へ、そして定住へというような流れをしっかりとつくっていききたいというふうに考えておるところであります。また過疎高齢化・限界集落という点でございますけれども、まず現状を少し申し上げますと、平成29年2月ですから、先月の末現在でございますけれども、高齢化比率が50%を超えていますのは、町内30町内会のうち9町内会でございます。名前を申し上げますと日和佐地区では東町・戎町・中村町・本町の4地区でございまして、由岐地区では阿部・志和岐・東由岐・西由岐・木岐の5カ所でございます。一番高いのは志和岐地区でございまして、高齢化比率は65.2となっております。この10年間の高齢化比率を見ますと、年平均0.7%から0.8%ずつ上昇というふうになっております。これ町全体でございますけれども、合併時平成18年の3月31日現在では36.3%でございましたが、平成29年の2月では44.6%でありまして、8.3ポイントの上昇と

いうふうになっております。議員から 10 年後はどうなるのかというようなご質問を頂きましたが、65 歳以上の高齢者の人口というのは、これから徐々に減少して行くというような予想となっております。一方高齢化比率につきましては、徐々に上昇をこれからもしていき、今後 20 年後、20 年後ごろにピークを迎え、その後、減少して行くというふうな予測となっております。これは社会保障人権問題研究所の私どもが地方創生の戦略を作らして頂いた時に人口ビジョンで表わされた数値でございます。いろんなパターンがございますけれども、それを合計・特集・出生者数とか、今後、人口の移動が収束されていくといったいろんな加味されたものがございますけれども、今、申し上げた数字は加味していないものというふうに捉えて頂いたらと思いますので、今後、取り組みを加速して行こうというふうに考えておりますので、今よりも少し上昇が早まるのではないかと考えておるところであります。一番心配するのは買い物支援であったり、生活支援ということになるのかなあとと思います。高齢者になりますと運転免許証も返納されるということもありますので、そういったこともございますので足の確保というようなかたちで今はタクシーの助成を行わさせて頂いているところではありますが、今後その拡充・充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。次に防災の強化でございますけれども、防災につきましてはちょうど東日本大震災から 6 年が過ぎたところではありますが、南海トラフの巨大地震の想定も非常に厳しいものが出ております。それに向かってこの 6 年間というのは命を守るということを基本と致しまして、避難路でありますとか、避難階段それからヘリポート、孤立対策としての県道日和佐小野線の恵比須浜バイパス、田井から北河内へのバイパスでございますけれども、そういったものに取り組んでまいりました。ソフト事業と致しましては、防災訓練の実施を始め、自主防災会の育成充実や災害応援協定の締結、平成 26 年の 3 月には津波避難マップを作成、また平成 28 年の 3 月には日和佐川の洪水ハザードマップを作製を致したり、防災講演会でありますとか、事前復興まちづくり計画等に取り組んでいるところがございます。今後につきましては、助かった命を守るというような観点から、2 次避難所の整備でありますとか、復旧へのいち早い対応ということで事前復興のまちづくり等につきまして取り組んで行きたいと思っております。この中では由岐湾内の事前復興まちづくり計画の素案、タイトルは「ごっつい由岐の美波づくり計画」と申しますが、この平成 29 年の 2 月に出来上がっております。そ

ういた民間の方々が作って頂いた計画等も元にしながら、また平成28年の10月、昨年10月に策定した国土強靱化地域計画でありますとか、その前の平成26年の3月に策定した美波町都市計画のマスタープラン等を見ながらやっていきたいというふうに思っております。特に今後につきましては国土強靱化地域計画の中で、3つのプロジェクトに上げております、1つ目は高台整備構想を主とする事前防災・減災対策。2つ目がサテライトオフィス等のICTを活用した防災・減災対策。3つ目と致しまして、住民の自主的な活動による防災・減災対策を美波町の強靱化におけるリーディングプロジェクト。重点施策として位置付けておりますので、これらを重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。次に福祉関係の強化ということで、先ほどとちょっとダブってしまうかもしれませんが、この福祉の方につきましても平成27年の3月に第7次高齢者保健福祉計画と第6期介護保険事業計画を作らさして頂いておるところでございます。人口減少が進み、過疎高齢化が進むということは、この福祉にも大きく関係をしてまいりますので、美波町と致しましては、今後さらに地域のみならず全国的に人口減少が、それから高齢化が進むことが見込まれている中で、介護保険制度についても介護職員の人材不足を始め、労働人口等の不足は深刻な課題と思っております。そういったことで本町では今後の課題に向けて、この地域住民が主体となる新たなサービスを低価格、簡易サービスとして提供することが出来る地域組織づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりました。平成28年4月に総合事業に移行をさして頂いたものでございます。平成29年今年の4月からは美波町独自の取組として介護サービスと介護予防サービスの事業分離を予定しておりますが、介護サービスの提供を取りやめる社会福祉協議会には介護予防事業に専念する一方で、地域において身体機能等の低下により、在宅生活に支障が生じている方などに対しまして少しでも在宅生活が継続できるよう簡易なサービスの提供を始め、地域の見守りにも対応できる地域組織づくりにも取り組んで頂くことを目的に、国の補助事業である生活支援体制整備事業に取り組む予定と致しております。次に将来への重点目標はということで、最後にお聞きをされておりますので、これにつきましては基本的な考え方を述べさせて頂きたいと思っております。美波町の将来に向けた最大の不安要因、課題は人口減少だと考えております。人口減少は数多くの事象が複雑に絡み合う結果の減少であるというふうに捉えてもおりますし、その対策も多種多様な取

り組みが求められるところでございます。このため、第2次総合計画に示された将来像である「海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち」、副題としての住んで良かったと実感出来るまちを目指しての実現に向けまして、平成26年3月に策定した第2次美波町総合計画や先ほど申しました美波町都市計画マスタープラン、平成27年3月に策定した第7次高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画、平成27年10月に策定した美波ふるさと創造戦略、さらには平成28年10月に策定した美波町国土強靱化地域計画などさまざまなアクションプランに掲げた各種の施策を推進していく所存でございますので、今後ともご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

町長から詳しく述べられておりますので、私の質問の時間も余りなくなりましたので、手短かに述べたいと思います。限界集落が意外と町中でもどんどん進み、毎年1%近く人口減というか、形態が変わっているということでございました。しかし町中においてなかなか周辺部と違い、住んでいる方、もしくは家がございませぬので特に周辺部、農村部を含めた周辺部においては限界集落的に高齢化が進みますと道路とか水道施設その他にインフラの整備に結構お金をつぎ込む場合には、少ない人数で大きなコストを要するというので、その維持のために使われる税金に対してももちろん限界集落となる要因を取り除いていかなければいけないんですが、自治体がですね、限界集落から他所の地域に移住するんですね、農家と家の買い取りに補助金を出すよというふうな政策、いわゆる今日ではスマートシティとか言われておりますけど、実際どっかに効率よく集めて集落を形成しようとする。そういう政策をとるのか、馴染んだですね所で住み続けるために対応をしていくと、もちろんそのためのいろんな地域の見守り支援システムとかいろんなものを活用して行こうというふうに考えているのか、その点をお聞きしておきたいと思います。

議 長
町 長

町長

今の戎野議員さんの方からご提言のありましたスマートシティ、コンパクトシティというような考え方でございますけれども、美波町に特にコンパクトシティの考え方というようなかたちで、この市街地の周辺に家を集めてきて、行政効率を高めるというひとつの方策っていうのは承知しているところでございますが、いかんせん南海トラフの想定で市街地がほぼ浸水区域になるというようなことでもございまして、安全ないわゆる移転先というのが私

の方では今のところ町では見つかっておりません。考え方はそういった考え方って言うのも、ひとつの選択肢かなというふうに思っておりますが、移転先をまず定めるといような中で、高台整備もひとつの選択肢になるかも分かりません。人々がこれはその人の考え方ひとつで全ての方がそうではないかもしれませんが、住み慣れた不便な所であってもですね、住み慣れたところで生涯を終えたいというふうに考えられる方もいらっしゃるのではないかというふうに思いまして、それがあまりにもハイコストなことになっていくなれば、検討もせざるをえないと思いますけれども、現在のところそこまでまだなっていないということで、それともうひとつ先ほど申しましたように市街化の町の中心部、日和佐地区・由岐地区のところに安全なそういった場所がないというようにもございまして、現在のところはそのことについて検討をしているわけではございませんので、私の考えも選択肢としてはあるかなあとと思いますけれども、今のところ考えていないということでございます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 詳しい説明でございましたので、私のあと予定しておりました質問はこれで終わりたいと、打ち切りますので、ありがとうございました。

議 長 戎野議員の一般質問は終了しました。
小休します。

(時に 10時26分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議 長 再開します。
診療所事務長

診療所事務長 先ほど戎野議員の答弁の時に、私が85,000千円ぐらいというふうにお答えしましたが、その額は診療にかかる収入の見込み額でお答え致しました。大変失礼致しました。そこで28年度の歳入歳出で不足する額としまして、一般会計から繰入れて頂く予定の金額と致しましては、118,000千円と致しております。以上です。

議 長 それでは一般質問に入ります。
続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。
中川議員

12 番 議 員 私はゴミ焼却場のことについてお聞きしたいと思います。12月の牟岐町の議会でゴミ焼却場を牟岐につくることに反対するという議会の議決がされて、その直後に牟岐の町長から撤回すると、

そういうふうな新聞発表が載っておりました。この焼却場は昭和54年に操業を始めて、かなり老朽化しておるということで、建て替えを考えなければいけない時期にきているということなのですが、そこで1つ目はもし建て替えるとすればその焼却炉の大きさは一体どんなものがあるのかというふうに考えているのか、その辺をお聞きしたいということです。2つ目はどうしても問題になるのが白紙に戻すということですから、じゃあどこに造るのかと言うのが当然問題になってくるので、そのことについて事務組合の議会で協議するということですが、過去私が議員になってから3回ぐらい全員協議会で現状の報告を受けましたが、まだ美波町として、あるいは議員としてどんなふうにしたいというのはまだ一度も聞いたことはないように思うので、是非ともその点についてもお聞きしたい。3つ目は人口減少と共に経済活動も縮小してその結果どうもゴミも減少傾向にあるということらしいのですが、もし今度建て替えるとしたら、やはりゴミを減らすというのがこれは避けて通れない課題だと思うんです。これについての町としての考えをお聞きしたいと思います。以上3点よろしくお願ひ致します。

議
町

長 町長

長 それでは中川議員さんのご質問に答弁をさせて頂きたいと思ひます。まず焼却炉の規模についてどのように考えているのかでございませうけれども、これにつきましては最近ゴミの搬入量が減少傾向にあるということで、海部郡の衛生処理事務組合に確認を致しましたところ、過去5年間の数値をちょっと教えて頂きましたので、ご報告をさせて頂きます。美波町の可燃・不燃・資源ゴミの3つの合計でございませうが、平成23年は2,285.6t、平成24年度は2,192.4t、平成25年度は2,142.7t、平成26年度は2,117.9t、平成27年度は2,093.5tでございませう。この5年間は減少傾向ということで、今後につきましても人口減少等によりまして美波町の可燃・不燃・資源ゴミっていうのは減少傾向をたどっていくんではないかというふうに思っております。次に海部郡全体のこのゴミの量でございませうけれども、これは平成27年度だけでございませうが7,789.6tとなっております。他の2町につきましても減少傾向にはあるんですけれども、時折、対前年度に比べてプラスになっているっていうこともあるみたいでございませう。それで規模については場所も決まっておられませんので、詳しいことっていうのはあるそうでございませうけれども、平成29年の1月18日に開催されました海部郡衛生処理事務組合議会の全員協

議会での事務局からの説明を頂きましたが、その時には人口が18,000人地域のモデル的施設ということで、処理能力は8時間で10tが2基ということで、20tというような報告を受けております。ちなみに現在は50tというような施設でございます。次に焼却場の場所をどうするのかということで、町長の考えはと言うようなことでもございましたけれども、これにつきましては議員がおっしゃって頂いたように白紙に戻ったかたちで、今スタートラインに立ったというところでございますので、建設場所については今後3町で協議をしていくと。たしかなのは牟岐町では反対決議がありましたけれども、この問題については同じテーブルについて、場所を牟岐町以外ではなく、海部郡というような中で牟岐町も含めてスタートするというところで確認を致しているところでございます。次にゴミの減量化に向けての町の考えということでございますが、これについてもまず美波町におきましてはゴミの減量化というのを推進してきておりますけれども、廃品回収の推進というのがひとつございます。これの実績を報告をさせていただきます。平成27年度でございますが、日和佐地区これは新聞と雑誌でございますけれども51,520kg、由岐地区は新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶の4種類でございますが28,165kg、合わせまして美波町全体では79,685kgとなっております。次に2つ目は生ゴミ処理機、それから処理容器設置を推進しているところでございますが、これについても平成27年度で既存の設置台数を申し上げたいと思います。1つ目は電気式生ゴミ処理機、これは町内全体で225台でございます。コンポスタにつきましては645台、水切りペールにつきましては659台というふうになっております。海部郡の衛生処理事務組合での考え方をお聞きしてありますので、今、ご報告をさせていただきます。海部郡内で行っているゴミ収集は可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミ・粗大ゴミであります。減量化を図るためには現在焼却処分している生ゴミ・布類・紙製容器包装及び廃プラスチック類を資源回収にすることが考えられます。紙類の次に多い生ゴミの再生利用、いわゆる肥料化でありますとか飼料化をするとかなり減量化できますが、生ゴミに異物や不適物が混入していると再生利用することが出来ず、今、機械的にこれを除去するのは技術的に難しいところがあります。また再生利用先の継続的な確保も必要になってきます。生ゴミについては家庭での発生抑制や、コンポスタ利用に頼ることになるかと思っております。次に布類・紙製容器包装それと不燃物処理されている廃小型家電製品については、是非とも資源回収

に回したいというふうに考えています。同様に廃プラスチック類の資源化も推進したいところではありますが、プラスチックゴミを押し固める専用のプレス機の導入が不可欠となりますが、そのためには住民の理解が得られたとしても現在地では建築面積の関係で建屋の増築が不可能なため、又ストックヤードの建設も機械の据え付けもできないというような状況にあります。このため資源化施設用地を別に確保しなければ現段階では資源化による減量化推進は無理であるというふうに考えておられるということでございます。新しい焼却場の建設時にリサイクル施設を併設致しまして、そこから本格的な減量化に取り組んで行くことになるのではないかとこのように考えておられます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員
規模については今現在の 50 トンから 20 トンぐらいにするという案があるということで、それは結構なことだと思います。どうしても大型化すれば費用も膨大なものになるし、それから専門的な業者、町内というか地元じゃなしにどうしてもよその業者に頼むということになるので、これは是非とも小型化して頂きたい、そう思います。次に 2 番目の場所の問題ですが、今までずっと協議する協議するとそういうことは聞いてきたんですけども、是非とも議員として事務組合の議員としての考えをはっきりさせて頂きたいと思います。それでこのゴミの問題というのはやっぱり地元で出たゴミはできるだけ地元で処分するというのが原則でないかと思うんです。いわば地産地消というか、そういう点でできたら美波町でつくるんが望ましいんじゃないかと思うんですが、これは住民の意向もありますし、そう簡単にはいかないと思うんです。しかし全体で考えたらし尿処理施設も那佐が昭和 60 年、日和佐が昭和 63 年と、これも非常に老朽化しとるという話ですから、このし尿処理も含めた焼却場、し尿処理施設も含めてこの 3 つの施設についてもやっぱり考えないかんとこのことで、できるんなら検討するんですけども、とりあえず 30 年、対応年数が 30 年としたらそれを見据えたローテーションというか順番、これをやはり提起して具体化さしていくべきでないかと思うんですが、どんな具合でしょうか。

議 長
町 長

町長
この件につきましては 2 月 9 日の町議会の全員協議会で報告をさせて頂いたところでございますけれども、中川議員におかれましてはインフルエンザで欠席ということでございましたので、再

度申し上げますと、今、議員がおっしゃられましたようなし尿のことも合わせてやっていくというように説明をさせて頂いたところでございますので、ゴミの問題もでございますけれども、今後し尿処理の施設の問題につきましても上がってくる問題、課題かなあと思っておりますので、次のやっぱり建設地が決まっていないということが一番の問題かなあと思っておりますので、今後につきましては出来る限り次の建設地をどこにするかというところまで協議をさせて頂いて、そういった方向で進めていくというようにすることにして頂きたいなあというふうに思っております。

議長
12番議員

中川議員

そこでやっぱり順番っていうのがね、大事になってくると思うんで、それを早く決定して頂きたいと思います。次に3番目の原料の問題についてはいろいろ説明頂いたんですが、インターネットでね、リサイクル率ランキングというのがあったんですが、これはちょっと古いんですけど、2013年のデータなんですけど、これでいくとね、美波町はね、10.9%このリサイクル率っていうのはゴミの全体の重量のうち、リサイクルに回されたゴミの割合なんですけども、それが11%弱と。これは県下で2013年ですけども県下で24ある市町村の中で22位、牟岐町が24位で9.8%と、非常に下位におる。一概にね、これだけで判断はできないんですけども、リサイクル率を高める必要があるなあというふうに強く感じる訳であります。ちなみに上勝町は76.4%2013年で、ここは報道されとるようになんかなり分別が厳しく行われているようでありましてけれども、美波町でもさっき言われましたように生ゴミ・紙ゴミ、まだまだ分別を細かくする。あるいは厳しくするというのは可能だと思うんです。そういう意味でもっと強化できないか。この間テレビで見ておったらドイツなんかはもう食品の容器をペリッと剥がしたらそれも紙かプラスチックに分けてね、分別しておるんですね。僕たちはそういうことは考えずに細まいやつはもうみんな一緒にほってしますんですけど、そういうふうな分別を細かく徹底するような、そういう施策を考えていかないかんのんでないかと。これは大津波対策、津波が来たら全て流されてゴミになるんですけども、やっぱりゴミを減らすというのはそういう点でもね、これは大事なことだと思うので、是非とも取り組んで頂きたいと思います。ということで、このゴミ焼却場については今言うたように早く施設の順番を決めてもらいたいと、ほういうことと分別の強化、これを進めてもらいたいと、ほういうことを言ってこの焼却場については終わりたいと思います。

議
町

長 町長

まずは焼却場の場所の順番につきましては、先ほども申し上げましたように、そういったことができるように議会の中でご発言もさして頂いているところでございます。私自身の視点と致しましては、海部郡の中でどこが適地っていうことの視点というのも大事かなあというふうに思っているところでございます。次にゴミの減量については取り組んで行くべき問題かなあと思っております。これにつきましても、以前は非常にまあ美波町でも分別を数種類に分けてですね、十数種類に分けてやっていたところでございますけれども、牟岐のゴミ処理施設がダイオキシン対策ができたというようなあたりから、プラスチックゴミにつきましても燃やせれるということになったために、それが崩れて行ったところがございます。この問題については美波町だけでなく、これについても海部郡全体で方向性を定めるべき問題かなあと思っておりますので、また組合議会の中でそういった発言をしていきたいというふうに考えております。

議

1 2 番 議員

長 中川議員

次は2番目に国保税のことについてお聞きしたいと思えます。1つは国保税が高いという声はよく聞こえるんですが、その内の国保税、平成の24年から28年まで上げずに来たということなんですけど、この中の国保税の中で4つ、国保法の施行令とか地方税法なんかで規定されておって勝手にはならんと思うんですけども、所得割、それから平等割・均等割・資産割となっておるんですけど、この中の均等割について、これは赤ちゃんからとるんはどうかと、人頭税というのが昔あったそうなんですけど、これにあたるということで、こいつはなんとか、法律を変えるということとは難しくても、実質的に廃止することは考えられることはできるのかということをお聞きしたいと思えます。今は法定の減額措置もあるんですけども、町独自の制度としてね、それはできないのかということをお聞きしたいと思えます。2つ目はちょっと話変わるんですけども、30年度からですね、来年からですかね、年度でいったら再来年度、県単位になるということなんですけど、その際、私は負担金の在り方どうかと書いたんですが、簡単に言えば一体上がるんか下がるんかどうなるんかという、税率とか、額とか、あるいは収納方法というか納付の方法というか、それは一体どうなるんかということについて2点お聞きしたいと思えます。

議

長 保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からただ今の国保税について、まず①についてお答えさせていただきます。国保税の減額につきましては、低所得者に対する軽減制度と致しまして保険加入世帯の所得に応じ、均等割額及び平等割額について、2割・5割・7割のそれぞれの軽減を実施しております。平成28年度当初課税時における国保加入世帯は1,336世帯でありまして、このうち約62%にあたる824世帯が何れかの軽減を受けられております。美波町では特に大きいのは7割軽減でございますが、軽減を受けられておりましたその額につきましては税額に置き換えて21,500千円であります。本町の国保事情につきましては、県において公表されております直近の平成26年度では1人当たりの保険税は65,931円でありまして24市町村の中では上位21番目、高い方、高額から数えて21番目ということで、そのような状況でありまして、平成27年度では一般会計から40,500千円の繰入を頂いております。このことから、国保税の減額及び子どもの均等割の廃止につきましては現在のところ考えておりません。

国保税について、②についても続けてお答えさせていただきます。国民健康保険につきましては、従来保険者は各市町村でありましたが、平成30年度からは保険者が都道府県化されることとなります。現在、この都道府県化に向けた準備が進められているところでありますが、国保税につきましては都道府県内の標準化を目指すことは基本とされておりますが、当分の間は県が各市町村ごとに決定した納付。これは県に納付することとされておりました、この県から示される納付金を確保するために市町村は今後も税率決定等を行う必要があることから、現在もあります国民健康保険運営協議会の継続配置が求められているところであります。県への納付金は、各市町村の医療費水準及び所得水準等が考慮されて決定されますことから、納付金の試算を行うため各市町村は現在、県に關係データを提出しておる状況であります。しかしながら未だ県の方からその結果は示されてはおりません。また、平成30年度の納付金が確定されるのが現在のところ平成30年1月という非常にタイトスケジュールになると聞かされております。なお参考と致しまして、国民健康保険税、料ですが、本人の掛け金につきましては、料であるとか税であるとかと、取り扱いがいろいろと異なるところがありますが、参考と致しましては県内で国民健康保険料として運営されているのは徳島市と鳴門市の2市と聞いております。以上です。

議

長 中川議員

1 2 番 議 員

子どもの医療費の高校まで延長したというのは、これはすばらしいことで、これは地方創生かなんかのお金を使ったんだと思うんですが、そういうかたちで新しいことをやるということで、貫うやいうことはできないんでしょうか。とにかく今までは現状維持できたんですけれども、いろんな要因があると思うんですけどね、国や県の出資金とか、それから収納率とかもちろん医療費の総額とか、いろんな条件はあると思うんですけれども、できるだけ下げらんだという姿勢をね、明確に出来ないものかというふうに思います。そういう点で今後考えて頂きたい。それから一般会計からの繰入なんですけれども、50,000千円近く、これは今後もっと増やして頂きたいと思うんですが、今までは国の指導というか、それで抑えるようにというふうな方向であったと思うんですけれども、そのペナルティというか、それはないということですから、市町村の裁量で続けて頂きたいと思います。そういうとにかく下げらんだという姿勢をね、なんとか見せて頂きたいと思うんですが、そのことをお願いしたいと思います。細かいことについては、また後で私もお聞きしたいと思うんですけど、その点だけお願いします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

まずこの独自、美波町の独自の制度で引き下げるっていうことはなかなか難しものがありまして、国民健康保健だけが優遇されるというのではなく、やはり政府管掌を含め他の健康保険制度、後、組合保険、そのようなものとの関係もございますので、国保だけを特別優遇するということとはなかなか難しい状況であります。後、一般会計会計からの繰入金っていうのは、医療費が高くなって、そのまま国保会計が運営できていないっていう状況でありますので、まずこれについては第1に取り組むべきは医療費の適正化と考えております。できるだけ一般会計から繰入される額が少なくなりますように取り組みには努めてまいります。以上です。

委 員 長
1 2 番 議 員

中川議員

ちょっと度忘れしてもたんやけんど、最初の町独自のあれは難しいという話、確かに難しいのはそのとおりなんですけれどもね、国保だけ優遇というこの考えね、もともと国保っていうのは年金生活者とか、自営業とかの人もおいでるんですけれども、だいたい低所得者が多いんですよね。そういう点でね、ほういう他の保険と比べるのは単純にはいかんのかなんかというふうなことで、そういう国保だけ優遇しとるやいう言い方はね、ほれはちょっとも

うちちょっと慎重にお願いしたいと思うんです。ということ言うて、できるだけほの下げるということをお願いしたいと思います。それと適正化ですけれども、これも適正化は大事なんですけれども、受診抑制に繋がらんように、慎重にお願いしたいと思います。ということで、国保税の軽減については国の制度をみて、今だったら地域創生という、ほういう制度もあるんですから何とか研究をお願いしたいいうことを言うて質問を終わりたいと思います。

議長

以上で中川議員の一般質問は終了しました。

続いて2番岩瀬議員の一般質問を許可致します。

岩瀬議員

2番議員

私はふるさと納税について、詳しく説明して欲しいのと、今後ふるさと納税に対しての増額をするため、美波町の取組についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員長

総務企画課長

総務企画課長

それではふるさと納税についてご説明させていただきます。お手元に、ふるさと納税の簡単な資料も配付させて頂いておりますので、ご覧頂きながらお聞き頂ければと思います。

ふるさと納税制度につきましては平成20年から始まり、平成27年に制度改正で控除額が2倍になり、また手続きが簡素化となり確定申告をしなくても税の控除が受けられるようになったことから利用者が現在増えている状況であり、今後も利用者が増えることが予想されています。制度の概要につきましては、納税とはなっていますが厳密に言えば市町村などへの寄付金となります。地方で育った人達が仕事などを求めて都会へ出て行く中、自分の故郷や以前旅行などお世話になった地域などへ寄附が出来る制度となっております。また、ふるさと納税をされる方は2千円は個人の負担となりますが、それ以上は上限はありますが税金の控除を受けられ、特産品などの返礼品も受け取ることが出来る制度となっております。例えば、50千円のふるさと納税をしたとすると、税金は48千円控除されることから2千円個人負担となりますけれども、10千円相当の特産品を貰えるとするとその差額は8千円となります、つまり2千円の負担で10千円相当の特産品を貰ったこととなります。このことから、高額な返礼品によりふるさと納税額を伸ばしている自治体が出始め、国は商品券などの金銭類似性の高いものや還元率高い特産品など、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえた良識ある返礼品とすることなどの注意がされているところでございます。

次にふるさと納税の増額をするために美波町の取組はについ

てでございますけれども、ふるさと納税については、以前にも向山議員さん、江本議員さんからも同様の質問がありまして、1つの取り組みと致しまして今年の1月からふるさと納税の総合情報サイトであわび飯セットや干物セット、かまぼこセットなど12種類ほどの特産品のセットの中から品物を選べるように致しております。このことから、ふるさと納税をして下さる方の件数は2月末時点で平成28年度71件となりまして、平成27年度の41件より現在30件増となっております。金額の内訳では、返礼品を受け取れる最低金額の10千円の方が多いたのが現状ではありますけれども、件数が増えたことによりまして特産品をお送りする件数も増えることから地場産業の育成や知名度の向上などには繋がっていると思っております。今後も、美波町の良さを分かって頂き応援して頂く人を増やすため、イベント開催時の周知など効果的な情報発信に取り組んで参りたいと考えております。以上簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

議 員 長
2 番 議 員

岩瀬議員
ふるさと納税って上限の上の限度ってあるんですか、これ税金の中の、例にしましては20%で例書いてくれとんやけんども、できる限度額があるんかないんかとね、ほれと今現在、美波町から他県に出て行った人、たくさんおると思うんですけど、そういう人に対しての何かこうアピールする方法、他に県人会とかああいうん捉えて美波町の現状も知って頂いて、呼びかけるんもどうかなあと思うんですけど、お願いします。

委 員 長
税 務 課 長

税務課長
お答えさせていただきます。限度額についてでございますが、控除される金額というのがありまして、総務省の方から例えば出ておりますものでございますと、夫婦2人、高校生の子どもさんが1人いらっしゃるぐらいのところ、4,000千円の給与収入がある場合は、25千円程度、続いて5,000千円ですと40千円ぐらいの金額が上限額となっております、各1人一人の収入によりまして変わってきます。以上です。

議 員 長
総務企画課長

総務課長
先ほど岩瀬議員さんから言われた県人会等の周知等でございますけれども、そういった機会ももちろん通じまして、できるだけ情報発信をしていきたいと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

議 員 長
2 番 議 員

岩瀬議員
多くの納税を頂くように努力お願いしたいと思います。これで

議

質問を終わります。

長 以上で岩瀬議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦勞様でした。

(時に 11時28分)

平成 29 年 3 月 17 日（金）

（時に 13 時 00 分）

議 長 皆さん、こんにちは。只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

（時に 13 時 00 分）

議 長 病院事業調整監
病院事業調整監 昨日の北山議員の資本金の額についての質問がございました。その中で私少し答弁を間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。資本金 914,533,125 円、この額につきましては今回議案に出さして頂いております減資の額を 28 年度期首から差引しますと、905,446,125 円となります。それに 28 年度予算で枠取りで千円組んでおりますけども、これをたしまして、それと 29 年の 9,086 千円をたした額となります、資本金につきましては。四条予算で組んでおります企業債、企業債につきましては 14 ページの固定負債、企業債の中に千円が入るようになります。ほのように訂正させていただきますので、誠に申し訳ありませんでした。予算書の中で完結しておりますので、出とうといますか、ただ言いました千円のところの説明になりますけども、30 ページ一般会計出資金 3 款の 2 項の一般会計出資金 1 目ですね、9,086 千円本年度予算予定額あります。隣に前年度予定額千円があります。この千円が 28 年度ですので、たされましてほの上に 29 年の予定額として 9,086 千円をたすということになります。昨日ちょっと私言い方悪かった、企業債というような言い方をしましたので、企業債につきましては、今言うた前年度予定額です、一般会計出資金。前年度言うのは 28 年度ですので、今年度ですね、今年度の期首から減資した額を引いたものに今年度の千円をたしまして 29 年度の予定額ということで、9,086 千円をたすようになります。ちょっと分かりにくいんで申し訳ないんですが。

議 長 日程第 1 議案第 10 号「美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 （議案第 10 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 10 号「美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 ・ 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 11 号「美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

（議案第 11 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

上手な説明ですらすらと言われたんやけど、私どうも頭ついて行かんのやけん。1 つはね、この条例を変えるというのは法律が変わったからということなんですけれども、何か不都合なこと実際にあるんでしょうか。というのは、このマイナンバー自身がね、まだあまり浸透していないと。この先定着するののかも不透明な状況でね、そう法律が変わったからといってそう急いで変える必要はないんじゃないかと思うんですけれども、このどうしてもこの議会で変えなければいけないという、何ていう必然性というか、そんな具体的な事例とか、そんなはあるんでしょうか、ということをお願いします。

議 長
総務企画課長

総務課長

中川議員がおっしゃられるとおり、今回の改正についてはマイナンバーが非常に関係致しております。それでマイナンバーの取り扱いにつきましては、この 7 月から行政機関同士の連携っていうのが始まります。その取扱いの規定についても今回入っております。それで一般の方についてはマイナーポータルっていう情報提供された自分の情報を見れるシステムっていうのがこの 7 月からそれも運用開始になっておりますので、個人情報っていうのが今まではどこまでが個人情報かっていうのがなかなか分かりにくっていうことで、今回改正しているわけなんですけれども、それについてもなかなかどこまでがっていうのが明確にはできていないんですけど、以前よりは明確に示されている内容になってま

す。ですからマイナンバーカードに含まれるその個人を識別する符号、これも個人識別符号になるんですけれども、そういったものに対しても電子的な記号についても個人情報ですよと、特定の人が特定できる、個人を特定している者については個人情報ですよっていったような、そういった改正となっておりますので、以前あった個人情報の内容についてより一層こう分かりやすく、先ほども言いましたけど、明確化っていうことと、その要配慮個人情報、特に気を付けて取扱いなさいっていうような、そういった改正になっておりました、ただ7月からっていうことですがけれども、既にその法律が変わっておりますので、それにもう合わせてもう今回させて頂くものでございます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

この個人情報保護条例の対象とするのはマイナンバー以外で町が取り扱う業務でどういうものがあるか、関連するものがあったら教えて欲しいということと、6条の2項の中で個人情報が必用かつ欠くことが出来ないと実施期間が認める時は、この限りでないということで、情報について提供する可能性があるというふうに読んでいるんですが、実施機関とはどういう機関なのか、捜査機関を対象にするのか、その点をお聞きしたいと。それから後、自己の情報の開示については先ほど課長が言ったようにマイナーポータルで知ることが出来たとしても、それが間違いの場合はそれは訂正は可能なのか、もしくはその異議申し立てはどういうかたちで出来るのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務課長

まず実施機関についてでございますけれども、実施機関につきましては、この個人情報を取り扱っている美波町でいえば役場になります。それでその情報が漏れた場合というか、違った場合の問い合わせ先なんですけれども、個人情報に関しては主には消費者庁が主管庁になりますけれども、消費者庁、国民生活センターも受け付けてくれますけれども、個々具体的な事案につきましては監督省庁になります。ですから不動産とかであれば国土交通省、それから後いわゆるその業務の許可を出している省庁ですね、そういったところが管理監督する義務を負ってます。その情報が役場とかであれば、もちろん役場から出てるものであれば役場へ異議申し立てをするようなかたちになっております。それと個人情報の事務でいえば住民基本台帳から始まりまして、税それから福祉関係・介護関係ほとんどまあそういった個人の方々の支給であったり給付から徴収、税の徴収とか、そういった個人の方

が特定出来るような情報を扱う課は多いと思いますけれども、そういった事務が該当になります。以上です。

議 長

中川議員

1 2 番 議 員

今あのおう 7 月からこの連携が始まるというたんですけど、今、今の中に何とか関係とかいうのは分かったんですけど、具体的には言えないぐらいたくさん機関とやり取りを一発でこう情報のやり取りをやると、そういうことになるんでしょうか、これが 1 つ。2 つ目は今、言った美波町の役場でいうたら関係しとる課が多いということですが、ということは各課で判断してというか、この条例に基づいて情報もやり取りするのか。それとも一旦町長まで行って、町長が判断してやるのか、ほの辺はどんなんでしょうか。2 つ。

議 長

総務課長

総務企画課長

情報連携につきましては、この 7 月からということで、それに向けて今、国の方から総合運用テストということで、美波町もある市町村とそのテストを行っておりますし、行いました。で、その 7 月に向けて今、調整中ということで、開始時期は 7 月ということで、これはもう何らかの何か支障がない限りはその 7 月に同時に行えるものと思っております。それで各課でということで、情報連携につきましては、その都度もちろん町長の決裁なくして情報連携できるということとなっておりますので、各課で取り扱って事務で税の情報が必要である場合は、その所属するところへ向いて照会がかけれるといったような内容になっております。以上です。

議 長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論ありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

やっぱりね、今試験をする、テストをするということなんやけども、結局あれですか、日本全国、テストの時は限られとうけども、これが実際運用されたとになったらもう日本全国もうあらゆる機関に情報がやり取りされると、例えば警察とか税務署とか、それから自衛隊とか、そういう公的な機関も全て情報が行きかうと、こういうことになるんでしょうか。ほういう点で私はもうこれちょっと、もうちょっと考えた方がええんちゃうかいなあと思って、反対をしたいと思います。

議 長

他に討論ございませんか。

以上で、「討論なし」とします。

これから、議案第 11 号「美波町個人情報保護条例の一部を改正

する条例の制定について（条例第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 8 ・ 反対 3）

（賛成 1 番・2 番・3 番・4 番・6 番・8 番・10 番・11 番；反対 7 番・9 番・12 番）

「起立多数」です。

よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号「赤松防災拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について（条例第3号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

（議案第12号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ごじませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

忘れてしもたんやけんど、これっちゃこの施設は1組が使ったら後の組は使えんのんでしょうか。間取りというか、ほれ忘れてしもたけん。

議 長
総務企画課長

総務課長

防災拠点施設の間取りですかね、1階については交流スペースという土間になってます。全体では建物全体では床面積が約200㎡ぐらいの、前に建っていた体育館ぐらいなんですけど、その規模の建物になってます。それで下がほとんどが土間の交流スペースとキッチンですかね、炊事が出来るようなキッチンがあるのと、備蓄倉庫を構えてます。それで2階に上がりますと和室が2部屋、これは6畳、ここでむいて寝泊まりできると。先ほどの交流スペースにつきましては炊き出しとか防災時にはそういった活用が考えられます。2階にはお風呂・トイレ、1階にもトイレとシャワーがありますけれども、そういった入浴可能な施設とさせて頂いております。以上です。

議 長

他にございませんか。

北山議員

4 番 議 員

この個人情報の取り扱いっていうようなところがありますが、この個人情報っていうんはどういうことがまず考えられるのか、そこら教えて頂けますか。

議 長

総務課長

総務企画課長 考えられるものと致しましては、その利用者の記録簿ですね、どの方がいつこう使ったとか、したことについては指定管理者がもちろん受付して使用させるわけですから、それで名前等によりそのものが特定された場合は個人情報的な取り扱いになると思います。あのう先ほども言ったように、個人情報のどこまでかっていうところが非常にあるんですけど、厳密にはどこまでっていうんはないんですけども、ただそれによって個人の方が被害といえますか、何か受けるのであればあれなんですけれども、もちろん個人の方。言われよんは個人情報をあまりに厳しくするっていうのもよくないっていうことも逆では言われてますし、ただ取り扱いとしては念のためそういったことは厳しくとかきつめにしている方が、法令には違反しないのかなあとは思っております。他にもちょっと出てくるかも分かりませんが、運営する中でももちろん利用料金もとったりですね、その方の利用であったり、その許可の内容であったりとか、この方がこういった目的で使ったとか、そういったものが出てこようかと思えます。

議 長 北山議員
4 番 議 員 他の利用のやつにも全部これは入っとんですか。そこらはどんなんですか。

議 長 総務課長
総務企画課長 全てではないんですけど、その城山交流拠点施設の設置をした時の要綱についてこの同じような内容とさせて頂いております。

議 長 北山議員
4 番 議 員 やはりこれはまんいつのために入れるっていう考えがあるのであれば、もう全ての施設かな、こういうことで条例で制定するようなことについては、やっぱり全て入れるべきでないんですかね。指定管理を受けとうとこにしても利用することはあるやないですか。今、総務課長がおっしゃりようようなこと、誰が使ったかっていうんを漏らした。ほれで不利益がこうむるっていうんは他の施設でもみんな同じ条件であるわけなんでね、城山とここだけはこれを入れて、他のところは入れないっていうんは少しちょっと考え方にちょっとおかしいような感じがするんですけど、そこらはどんなんですか。

議 長 総務課長
総務企画課長 すいません、全ての施設がしてないっていうわけではなくて、ちょっと私も全部の条例を見たわけではないんで、過去にさかのぼって設置している施設もありますんで、それについては何ていうんですかね、先ほども言ったように個人情報的には大きな法律

がありますので、先ほど言ったようにそれは法律は全て事業者と
かに係ってくるものですから、これ念のために条例もちろん必要
なんですけれども、その規定を設けているかどうかについてはち
よっと確認、条例でなくても協定の中であつたりとか、もちろん
そういったことは決めていくべきというか、取扱いについては注
意といいますか、して行かなければならないことと思つてますの
で、全ての指定管理に関する条例、設置条例についてまだ確認は
してはおりません。以上です。

議 長 北山議員
4 番 議 員 確認をしてない、今後はやっていかないと
思っている。だったら他のところも、もう逐次
やっていくんですか。今の状態だったら2つ
だけはこの条文を入れて、後のんはまだ確
認もしてない、これ総務課は全てこれほこ
らを統括しようわけなんですよ。ほこら
が確認できんと今回・前回から入れたか
ら、今回も入れたってというような、そ
ういうこう答弁にしか聞こえんのん
ですよ。ほれを理由にするのであれば、
やっぱりもう再度確認して出来て
ないところは全て入れますよ、逐次
入れますよとか、そういうん
であればしょうがないかなあつてい
うような感じもしますが、今の
総務課長の答弁ではなんかこれおかし
いように、すんなりこう賛成しづら
いところがあるんよね。そこらどう
なんですか。

議 長 総務課長
総務企画課長 確認させて頂いて、その
ような方向でやっていきたいと思つて
ます。

議 長 岩瀬議員
2 番 議 員 この基準額 5 千円 1 回 1 人、
これ宿泊料。
議 長 総務課長
総務企画課長 1 泊 2 日、ですから
24 時間以内ですから宿泊を想定致
しております。以上です。

議 長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はあり
ませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 12 号「赤松防災拠点施設の設置及び管理運営
に関する条例の制定について（条例第 3 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま
す。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 4 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

（議案第 13 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

非常に膨大で分かりにくいんですが、22 歳までに達する孫の扶養手当を支給して行くということは今までどおりなんです、その金額が変わってきたということだと思うんですが、現在この町にもやっぱり親の扶養等ができずですね、孫を見ている職員とかそういうのは現実としてこれの条項に該当するような人がいるのかということと、それと介護休暇の関係で、職員の介護休暇が充実されることは非常に喜ばしいことだと思うんですが、この回数、期間の中の制限を超えてどうしてもやむを得ず同じ無休で休みたい場合は、介護の届として休むことは職員としてできるのか。その点についてお聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務課長

2 月 1 日現在の扶養手当の支給職員の内容でございますけれども、配偶者で 26 人、子どもで 135 人、父で 4 人、母で 14 人で、孫については現在のところございません。それで先ほど介護休暇については、その所得時間を超えてしまいますともちろん通常の無給休暇ということになってしまうかと思っております。可能でございます。

議 長

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 13 号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 4 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 14 号「美波町税条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 5 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

税 務 課 長 （議案第 14 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

舛田議員

1 番 議 員 一番分かりよいのが軽自動車税。これが電気カーとかハイブリットの軽四を買えば安くなるということですよね。今の軽自動車税がいくらであって、もしその電気自動車を買えばどんだけになるかいうのを分かりましたら。

議 長 税務課長

税 務 課 長 お答えさせていただきます。平成 28 年度からの税についての説明をさせていただきますが、分かりやすいところで乗用の自家用車について説明させていただきます。現在、乗用の自家用車につきましては基準税額と致しましては、10,800 円となっております。それが電気自動車等につきましてはの 75% 軽減につきましては 2,700 円となります。あと 50% 軽減につきましては 5,400 円、25% 軽減につきましては 8,100 円となっております。75% 軽減につきましては先ほど言いました電気自動車・天然ガス自動車等にございます。50% 軽減につきましては平成 17 年度排出規制基準の 75% 軽減等いろんな規制にございます。以上でございます。

議 長 他にございませんか。

中川議員

中 川 議 員 この議案の 5 ページですけど、軽自動車税ということで 2 輪・3 輪・4 輪あるんですけども、自家用と営業用でえらい差があるんやけんどこれ、自家用に高い税金をかけとうということは、どんなんでしょうね。乗るなというんでしょうか、普通だったら営業の方が高いんちゃうかと思うんやけん、これどんなんですか。

議 長 税務課長

税 務 課 長 自家用と営業用で金額の違いがあるということですけども、元々その営業用につきましてはこれに対して商いを行っているということで、減税というか金額が安くなっております。

議 長 税務課長

税 務 課 長 後もう 1 点ございます。あとは地方税法の方に定められておる
ということがもう 1 点ございます。すいません、以上でございます。
議 長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 14 号「美波町税条例等の一部を改正する条例
の制定について（条例第 5 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま
す。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 15 号「美波町立学校通学バス管理条例の一部
を改正する条例の制定について(条例第 6 号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長 (議案第 15 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 15 号「美波町立学校通学バス管理条例の一部
を改正する条例の制定について（条例第 6 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま
す。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 16 号「美波町医療保健センターの設置及び
管理に関する条例の制定について（条例第 7 号）」を議題と致
します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

(議案第16号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。

北山議員

4 番 議 員

このセンターの目的っていうのは町民の健康保持と安心できる暮らしの確保、ほれから生きがいつくりが目的っていうんでいいんですか。どうなんですか。

議 長

総務課長

総務企画課長

第1条に掲げております設置の中にある文言等が目的ということで、今おっしゃられました健康保持、安心できる暮らしの確保、ふれあいと交流による生きがいつくりの拠点ということ等、目的と致しております。以上です。

議 長

北山議員

4 番 議 員

生きがいつくりの業務とはどういうことが考えられるのか、教えて頂けますか。

議 長

総務課長

総務企画課長

生きがいつくりについては、主に指定管理を予定致しております1階のピロティ部分の交流スペースっていうのがございますけれども、こちらを住民の方々が交流できる場所ということで、高齢者の方が集まって何かイベントであったり、展示会等も出来るような施設になっておりますので、そういったところで集まって頂いてこう談笑といいますか、そういったこともできるようなスペースがありますので、そこが主に生きがいつくりになるかと思えます。

議 長

他にございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

4ページの交流スペースのね、基準額なんですけど、1㎡1時間という何か細かいこう区切りをしとん、これは何か理由があるんでしょうか。

議 長

総務課長

総務企画課長

この間、医療保健センター見ては頂いたんですけど、まだちょっと足場が取れてないので、中まで入って頂けなかったのもちょっと分かりにくいとは思いますが、それでまた見て頂く機会があればまた見て頂けたらと思えますけれども、交流スペースについては非常に2階の部分の屋根の下といいますか、そこがだいたい使えるようなかたちになっておりまして、正方形の部屋になってい

るっていったものではありません。ですから部屋になっている部分もあるし、屋根だけのところもあって、そういったところも交流スペースとして開放できるようにしてしますので、その使い方によって平米をどこまで使うかっていうのを決めて、徴収するような、柔軟性を持って使用料を決めれるようなかたちにさして頂いてます。以上です。

議 長

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 16 号「美波町医療保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について（条例第 7 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 17 号「美波町医療保健センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 8 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

議 長

(議案第 17 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 17 号「美波町医療保健センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 8 号）」を採決致します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。
よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。
小休します。

(時に 14 時 26 分)

(小休中)

(時に 14 時 40 分)

議 長 再開します。
日程第 9 議案第 18 号「美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第 18 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 18 号「美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 19 号「美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第 18 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。

小休します。

(時に 14 時 49 分)

(小休中)

(時に 14 時 50 分)

議 長

再開します。

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

この条例そのものについては長いんでちょっと分かりにくいんやけど、実際にこの事業をする事業所はあるんでしょうか。さっきのはもう廃業、廃止したけん私も思わず賛成してしもうたけど。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

地域密着型サービスの事業所につきましては、由岐福祉会が運営されておりますグループホーム、認知症対応型の「グループホームやすらぎ」が1つ。あと、東紅会の方で運営されております認知症対応型のグループホームが2事業所ありまして、「おとひめ」と「ヒワサ」という事業所があります。あと東紅会が運営しております「小規模多機能型居宅介護施設さくら町」、今のところといいますか、法改正の前はこの4事業所、2法人による4事業所でありましたが、法改正を受けて都道府県が許認可を行う介護施設のうち、通所サービス、デイサービス、このデイサービスが利用定員が18名以下のところについては、都道府県許認可から市町村許認可の方に移行するという改正を行いました。ですが「デイサービス汐風」につきましては、長寿村のデイサービス等合流させて効率的に運営するというところで、事業廃止は提出されているものです。以上です。

議 長

他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第19号「美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第10号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 20 号「美波町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

（議案第 20 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（な し）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 20 号「美波町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 ・ 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 委員長報告を行います。

本議会に提出され各常任委員会に付託されております、議案を議題と致します。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長

1 1 番 議 員

総務産業建設常任委員会報告を行います。3 月 7 日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案について 3 月 15 日、全委員出席のもと慎重審議の結果、総務産業建設常任委員会において審査の結果をご報告申し上げます。

審査の過程におきまして質疑等のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。

報告第1号「株式会社道の駅日和佐の報告について」は、現場や生産者の生の意見を吸い上げ、今後の売り上げ拡大に繋げるとともに、お客の声を商品開発に結び付けて行きたい。町の、道の駅日和佐への経費の負担は概3,000千円プラスアルファと考えている。

議案第28号「一般会計予算（総務産業建設委員会所管）」では米ゲル関係事業で美波町内における米の消費拡大等、米農家の生産意欲の向上を図り、耕作放棄地の解消など、課題解決に繋げる。避難タワーは旧の日和佐中学校グラウンドと戎町で、概要は鉄筋コンクリート3階建て、避難階の高さ地上から5m、避難対象人数224名と鉄筋コンクリート2階建て、避難階の高さ地上から8m、避難対象人数41名をそれぞれ見込んでいますと報告がありました。

その他、主なものとして、阿部地区ヘリポート、離着陸の際の県道の通行について。指定管理者の指定管理料とその収支について。救急搬送業務。テレビ中継の審議会の立ち上げ。水道管更新工事の計画などについての質疑等がありました。

審議の結果、報告第1号「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」、報告第2号「議会の委任による専決処分の報告について」、議案第2号「徳島県南部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について」、議案第3号「美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について」、議案第4号「美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」、議案第5号「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」、議案第6号美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第7号「木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設の指定管理者の指定について」、議案第8号「美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について」、議案第9号「小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について」、議案第28号「平成29年度美波町一般会計予算（総務産業建設常任委員会所管）」、議案第31号「平成29年度美波町赤河内財産区特別会計予算」、議案第32号「平成29年度美波町簡易水道事業特別会計予算」、議案第33号「平成29年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第34号「平成29年度美波町公共下水道事業特別会計予算」、議案第38号「平成29年度美波町水道事業会計予算」、の計16件につきましては、審議の結果、総務産業建設常任委員会は原案のとおり承認及び可決致しましたので、ご報告申し上げます。以上、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

議

長 以上で総務産業建設常任委員会報告を終わります。

続いて、文教厚生委員会委員長報告を求めます。

委員長

10 番 議員

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。3月7日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして3月16日、全委員出席のもと慎重審議致しました。文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。審査の過程におきまして質疑等のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。

議案第21号「平成28年度美波町病院事業会計資本金の減少について」では、資本金は一般会計からの繰入金のうち、施設整備にあてた額と起債の元金返済に額に対する繰入金が多いため、資本金の適正な額については、はっきり決まっていない。

議案第28号「平成29年度一般会計予算(文教厚生委員会所管)」では、特定生活支援費とはサービスの制度を利用できない方への一時的な見守りを兼ねたヘルパーの派遣などの町独自の支援事業費である。障害福祉計画は策定後計画に基づき努力していく。国民健康保険事業特別会計への法定外負担として5千万円繰出し予定しているが、繰出金が高額にならないように医療費の適正化に努める。介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出しは法定による繰出しである。教育委員会関係では、高圧受電設備保安管理業務は町内業者に委託できないかとの質問には、教育委員会の他に業務委託箇所は沢山あると思われることから他所管課とも相談したい。エレベーターの管理委託は安くないか、自動ドアの修繕は町内業者でできないか検討したい。公民館バスの内容は、財源は宝くじの助成を予定しており、車いす2台が積み込みできる定員が24名のものを考えている。

議案第29号「平成29年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」では、国保安定化計画は、職員で策定できないかとの質問には、医療専門知識が必要とすること等、また限りある職員のマンパワーを通常業務における住民サービスに向けることが、効率的且つ効果的と判断し業務委託としたい。

議案第30号「平成29年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」では、給付型の奨学金については継続して検討していくが、国で検討中なのでそれを見守りたい。

議案第35号「平成29年度美波町介護保険事業特別会計予算」では、介護度の認定調査は随時行える。

議案第36号「平成29年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算」では、8月から薬剤処方院内で、薬剤師は現在1名で

もう 1 名は臨時職員を募集している。

議案第 39 号「平成 29 年度美波町病院事業会計予算」では、業務の予定量は目標数値を挙げており達成できるように努力をしていきたいと答えました。その他、各種老人福祉事業の委託先について、緊急通報装置の設置数について、特定健診の受診率について、海部養護老人ホーム・郡特別養護老人ホームへの入所者数及び改築計画について、などの質疑がありました。

審査の結果、議案第 21 号「平成 28 年度美波町病院事業会計資本金の減少について」、議案第 28 号「平成 29 年度美波町一般会計予算（文教厚生常任委員会所管）」、議案第 29 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 30 号「平成 29 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」、議案第 35 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計予算」、議案第 36 号「平成 29 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算」、議案第 37 号「平成 29 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 39 号「平成 29 年度美波町病院事業会計予算」、計 8 議案につきましては、審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決致しましたので、ご報告致します。以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

議

長 以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可致します。

ご意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですのでこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これより採決を行います。

報告第 1 号・2 号、議案第 2 号から第 9 号、議案第 21 号、議案第 28 号から第 39 号まで計 23 件を、一括して採決致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第 1 号・2 号及び議案第 2 号から第 9 号、議案第 21 号、議案第 28 号から第 39 号まで計 23 件に対する委員長の報告は承認、可決であります。

お諮りします。

各常任委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立を求めます。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

報告第1号・2号及び議案第2号から第9号、議案第21号、議案第28号から第39号まで計23件は、原案のとおり承認、可決されました。

請願の付託の件で、議会運営委員会委員長の委員会報告を求めます。

委員長

8 番 議 員 議会運営委員長報告を行います。議会運営委員会に付託されております、「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める」請願については、3月13日に議会運営委員会を開催し、委員全員出席のもと、審査を行いました。

本請願については、請願のタイトルと趣旨に少し差違があるため、紹介議員に対し、内容についての詳しい説明を求め、説明を頂きました。その後、審査を進める中で、対象とされている全員協議会が、1年以上前の事象であることから、詳細についてはすぐに判断できないとの意見もあり、事実関係を確認するため、議事録を配布し、継続審査とし、改めて後日、議会運営委員会を開催することと致しました。

その上で、請願タイトルが全員協議会の改善要望であることから、趣旨に沿って事実関係を確認した上で、本請願の採択・不採択について、本委員会として判断したいと思います。以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議 長 以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。
質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。

中川議員

1 2 番 議 員 継続ということは分かりました。目安としてはだいたいいつ頃開催する予定というか、つまりなんでしょう。

議 長 委員長

8 番 議 員 また、委員さんと相談して決めたいと思います。

議 長 これで質疑を終わります。

本日、町長から議案第40号「物品購入契約（美波町医療保健センター什器一式）の締結について」、提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。また、日程の順序を変更し、審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 40 号「物品購入契約(美波町医療保健センター什器一式)の締結について」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議案第 40 号「物品購入契約(美波町医療保健センター什器一式)の締結について」を議題と致します。

町長の提案説明を求めます。

町長

町長 本日、追加提案させて頂いた議案第 40 号「物品購入契約(美波町医療保健センター什器一式)の締結について」その概要をご説明申し上げます。

今回購入する什器類一式は、現在建設中であり美波町医療保健センター2階の日和佐診療所並びに保健センター及び1階の一部所要室において使用するものでありまして、3月8日に指名競争入札を行った結果、株式会社サンティが14,342,400円、請負率62.36%で落札を致しました。なお納期は議会の議決の日の翌日から平成29年3月31日までと致しておりますが、本体工事の工期の関係上、次年度に繰越予定でございます。本契約は予定価格が7,000千円以上であることから、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。

追加日程第1 議案第40号「物品購入契約(美波町医療保健センター什器一式)の締結について」を議題とします。

当局の説明を求めます。

岸本特定事業調整監

特定事業調整監 (議案第40号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

中川議員

12番議員 この指名競争で8社ということなんですが、町内も含むということで、その結果請負率っていうのは予定価格に対するあれでしょうか。ということは2千万ぐらい予定しとったのが6割で済んだと、ほういうことだと思んですが、一体何を買うたんかとい

うことと1つ、ほれと机・椅子・棚っていうのは聞いたんやけども、ほれがどのぐらいなんかいうんと、あと競走入札でこの会社が残ったんやけど、一覧表頂いとんやね、すいません。経緯やね、サンティというところに決定したという、町内会社も入ったというふうに聞いたんですけど、ほの辺のところもうちょっとお願いします。値段だけで決めたのか、ほれとも総合的な。

議 長
特定事業調整監
議 長

岸本調整監

指名競争入札ですので、金額で決定をさせていただきました。

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第40号「物品購入契約（美波町医療保健センター什器一式）の締結について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第40号は、原案どおり可決されました。

日程第13 発議第4号「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

委員長

10 番 議員

発議第4号、平成29年3月17日、美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、美波町議会議員、向山篤宏。賛成者、美波町議会議員、岩瀬公。美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

この条例、改正条例は本日議案第10号で可決されました美波町課設置条例の一部を改正する条例により、常任委員会の所管を定めた委員会条例2条の条文のうち、保健福祉課を保健課・健康増進課に改正すること。及び改正ができていなかった分、保育園をこども園に、及び病院を病院及び診療所に改めるものです。美波町条例第12号、美波町議会委員会条例の一部を改正する条例。美波町議会委員会条例、平成18年美波町条例第190号の一部を次の

ように改正する。第2条、第2項中保健福祉課を福祉課・健康増進課に、保育園をこども園に、及び病院を病院及び診療所に改める。附則、施行規則、この条例は平成29年4月1日から施行する。以上、よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第4号「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣について議題と致します。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

北山議員

4 番 議 員

私は監査委員として異議を申します。理由は一番最後、米印ですか、この米印を読みますと議長が何でも出来るような文章になっております。これでは監査委員としての職務を全うできませんので。この日時・場所、これは主の書かれておる日時場所の変更があった場合、派遣議員の変更については議長に一任をするというようなかたち。それから緊急を要する場合、これは客観的な理由で緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定することが出来ると。ほういうかたちでなければ何でもかんでも議長が全て出来るやいうんでは、監査できませんのんで。やはりそういう文言に変えて頂きたい。それからまず1の入学式、これにつきましては各学校から出欠の有無について事務局の方に通知が来ております。またほいて議員個人にも来ております。これはあえて議会の方から議員を派遣するというようなかたちにするのはちょっとこういかなもんか。また6番目このトライアスロン、これは

町民の方すべてがボランティアでやっておる。それをわざわざ議員は議会として派遣をする。議員を派遣する、これにはちょっとそぐわんのではないかな。議員にもボランティアで協力して下さいって言う話は来てます。当然こうボランティアなんで、議員は当然出席とかそれに協力をしていくん、これ当たり前の話だと思えますんで、これも議員派遣にはちょっとそぐわないように思います。それから美波町の成人式も同じようなことだと思えます。これも議員各自にみんな出欠のこういうんがあつて出席して下さいっていうようなことを町当局、教育委員会ですかね、から来てますんで、議員としてはできるだけもう参加するようにしておると思えますよ。ほれをあえて議会からの派遣にするのはいかなもんか。また 19 番美波町の消防団の出初式、これも同じ理由でいかなもんかなあと思えます。それとあともう 1 点、4 番の町村議会広報クリニック、これにつきましては主な研修会をしておる団体、全国町村議会ですかね、これは前年度にクリニックにかけた議会っていうんは次の次年度はクリニックにかけれないというようなことになっておると思えます。あれば昨年度クリニックにかけておりますんで、今年度はあえて経費を使ってまで出席をする必要はないと思えますんで、これは経費できるだけ最小の経費で効果をあげるといふ趣旨からすれば、今回は見送るべきと思えます。広報の研修についてはこの後の何番ですかねこれ。10 番に載っておりますんで、当然そこで研修をして頂くんには十分だろうと思えますんで、このクリニックの参加についてはすべきでないとは私は監査委員としてそのように思いますんで、そこらのところ変更をして頂きたいと思えます。

議長 小休します。

(時に 15 時 33 分)

(小休中)

(時に 15 時 50 分)

議長 再開します。

日程第 14 の議員派遣についての件でございますが、今回いろいろご意見、北山議員からもご意見ございましたが、今、提出しとるこれで、当然この入学式とかそういうのは各団体からの来るんで、個人個人で来るので、これからはこういうふうなものは記載を後でまた皆さんと相談して、これはいらんと。6 月議会までは、今、提出しとるこれで、この件で行かして頂きたいと思えますので、どうかご了解のほどお願い致します。

戎野議員

9 番 議 員 確認だけしときたいんですが、議員派遣をする以上ですね、そしたらそれは本来は義務的な派遣が出された場合は義務的に議員は出席するというふうに考えるべきなんですね。議員派遣を義務的に、一応議長名でこう出された場合は、参加を建前とするというふうに。

議 長 ほら強制は私が、ここに書いとうように、ほれはいかんと。
9 番 議 員 強制はしないということですね。
議 長 派遣することができる、議長がこうせえ言うたら、強制でないんですよ。

議員派遣につきましては、お手元のとおりということで。いろいろ議論、あっちいこう飛びょうけんど6月までこの今提出されとうこれで行きたいと思います。よろしく。その後まあいろいろ皆さんの知恵を出してやね、削除するもんは削除する。また入れないかんことがあるんだったら入れるということで、よろしくお願い致します。

日程第 15 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 17 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程を終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定を致しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 29 年美波町議会第 1 回定例会を閉会致します。

お疲れ様でした。

(時に 15 時 56 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 29 年 4 月 28 日

美波町議会議長 川尻竹蔵

議会議員 江本昇

議会議員 北山朝彦